

平生町告示第14号

平成18年第4回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成18年8月31日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成18年9月14日
- 2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

新本 俊彦君	淵上 正博君
藤村 政嗣君	山名 喬二君
細田留美子さん	柳井 靖雄君
河内山宏充君	増野 洋樹君
河本 史朗君	吉國 茂君
鍛冶原重雄君	安村 忠男君
福田 洋明君	川本 健吾君
平岡 正一君	

9月15日に応招した議員

9月26日に応招した議員

応招しなかった議員

曾田 文彦君

平成18年 第4回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成18年9月14日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成18年9月14日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 山口県市町村災害基金組合の解散に関する協議について
- 日程第5 議案第2号 山口県市町村災害基金組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第6 議案第3号 山口県市町村職員退職手当組合の解散に関する協議について
- 日程第7 議案第4号 山口県市町村職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第8 議案第5号 山口県市町村消防団員補償等組合の解散に関する協議について
- 日程第9 議案第6号 山口県市町村消防団員補償等組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第10 議案第7号 山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に関する協議について
- 日程第11 議案第8号 山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第12 議案第9号 山口県市町村公平委員会の共同設置の廃止に関する協議について
- 日程第13 議案第10号 山口県自治会館管理組合の解散に関する協議について
- 日程第14 議案第11号 山口県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第15 議案第12号 山口県市町総合事務組合の設立について
- 日程第16 議案第13号 平成18年度平生町一般会計補正予算
- 日程第17 議案第14号 平成18年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予

算

- 日程第18 議案第15号 平成18年度平生町交通災害共済事業特別会計補正予算
- 日程第19 議案第16号 平成18年度平生町老人医療事業特別会計補正予算
- 日程第20 議案第17号 平成18年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第21 議案第18号 平成18年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第22 議案第19号 平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第23 議案第20号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第21号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第22号 柳井地区広域消防組合規約の変更について
- 日程第26 議案第23号 町営土地改良事業の変更について
- 日程第27 認定第1号 平成17年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第2号 平成17年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 認定第3号 平成17年度平生町佐合島渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 認定第4号 平成17年度平生町交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 認定第5号 平成17年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 認定第6号 平成17年度平生町老人医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 認定第7号 平成17年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第34 認定第8号 平成17年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第35 認定第9号 平成17年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第36 認定第10号 平成17年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第37 認定第11号 平成17年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算

算の認定について

- 日程第38 報告第1号 平成17年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第39 報告第2号 平成17年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第40 報告第3号 平成17年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第41 報告第4号 平成17年度平生町公共施設建設基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第42 報告第5号 平成17年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第43 報告第6号 平成17年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第44 報告第7号 平成17年度平生町地域福祉基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第45 報告第8号 平成17年度平生町大田教育文化基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第46 報告第9号 平成17年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第47 報告第10号 平成17年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第48 報告第11号 平成17年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第49 一般質問及び質疑

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(13日間)
- 日程第4 議案第1号 山口県市町村災害基金組合の解散に関する協議について
- 日程第5 議案第2号 山口県市町村災害基金組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第6 議案第3号 山口県市町村職員退職手当組合の解散に関する協議について

- 日程第7 議案第4号 山口県市町村職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第8 議案第5号 山口県市町村消防団員補償等組合の解散に関する協議について
- 日程第9 議案第6号 山口県市町村消防団員補償等組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第10 議案第7号 山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に関する協議について
- 日程第11 議案第8号 山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第12 議案第9号 山口県市町村公平委員会の共同設置の廃止に関する協議について
- 日程第13 議案第10号 山口県自治会館管理組合の解散に関する協議について
- 日程第14 議案第11号 山口県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第15 議案第12号 山口県市町総合事務組合の設立について
- 日程第16 議案第13号 平成18年度平生町一般会計補正予算
- 日程第17 議案第14号 平成18年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第18 議案第15号 平成18年度平生町交通災害共済事業特別会計補正予算
- 日程第19 議案第16号 平成18年度平生町老人医療事業特別会計補正予算
- 日程第20 議案第17号 平成18年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第21 議案第18号 平成18年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第22 議案第19号 平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第23 議案第20号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第21号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第22号 柳井地区広域消防組合理約の変更について
- 日程第26 議案第23号 町営土地改良事業の変更について
- 日程第27 認定第1号 平成17年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第2号 平成17年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳

出決算の認定について

- 日程第29 認定第3号 平成17年度平生町佐合島渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 認定第4号 平成17年度平生町交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 認定第5号 平成17年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 認定第6号 平成17年度平生町老人医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 認定第7号 平成17年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第34 認定第8号 平成17年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第35 認定第9号 平成17年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第36 認定第10号 平成17年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第37 認定第11号 平成17年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

出席議員（15名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 新本 俊彦君 | 2番 淵上 正博君 |
| 3番 藤村 政嗣君 | 5番 山名 喬二君 |
| 6番 細田留美子さん | 7番 柳井 靖雄君 |
| 8番 河内山宏充君 | 9番 増野 洋樹君 |
| 10番 河本 史朗君 | 11番 吉國 茂君 |
| 12番 鍛冶原重雄君 | 15番 安村 忠男君 |
| 16番 福田 洋明君 | 17番 川本 健吾君 |
| 18番 平岡 正一君 | |

欠席議員（1名）

- 13番 曾田 文彦君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 角田 光弘君 書記 吉岡 文博君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	教育長	合頭 興亞君
政策調整室長兼出納室長			佐竹 秀道君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			高木 哲夫君
企画課長	吉賀 康宏君	町民課長	田尾 正昭君
税務課長	洲山 和久君	健康福祉課長	河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長			松井 稔君
建設課長	安村 和之君	佐賀出張所長	木谷 巖君
教委総務課長	福本 達弥君	教委社会教育課長	弘中 賢治君
財務班長	池田 真治君		

午前9時00分開会・開議

議長(平岡 正一君) ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより、平成18年第4回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1. 会議録署名議員の指名

議長(平岡 正一君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、安村忠男議員、福田洋明議員を指名いたします。

・ ・

日程第2. 会期の決定

議長(平岡 正一君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの13日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は13日間と決しました。

日程第3．諸般の報告

議長（平岡 正一君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌、議員派遣の件、議員派遣の報告のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成18年7月分、8月分及び9月分の例月出納検査の結果報告、並びに地方自治法第121条の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告は、お手元に配布の文書のとおりであります。

これをもって、諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第1号

日程第5．議案第2号

日程第6．議案第3号

日程第7．議案第4号

日程第8．議案第5号

日程第9．議案第6号

日程第10．議案第7号

日程第11．議案第8号

日程第12．議案第9号

日程第13．議案第10号

日程第14．議案第11号

日程第15．議案第12号

議長（平岡 正一君） 日程第4、議案第1号山口県市町村災害基金組合の解散に関する協議についてから、日程第15、議案第12号山口県市町村総合事務組合の設立についてまでの件を、一括議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

まず初めに、秋篠宮家に第3子、初の男児誕生を心からお喜び申し上げたいと思います。12日に命名の儀が行われまして、悠仁親王と名づけられました。今後のお健やかな御成長をお祈り申し上げたいと思います。

6月定例会で5月の日照時間が短いお話をさせていただきましたけれども、梅雨入りは平年より遅かったわけでもないのに、梅雨明けは昨年より9日遅い7月26日でございます。7月18日から梅雨明け前の集中豪雨は、当地方にさほどの影響はありませんでしたけれども、梅雨前線の南下、北上により、鹿児島県から長野県に至るまで、各所で被害が続出いたしました。中でも、鹿児島、宮崎では、降り始めからの雨量が数日間で1,200ミリを超し、それは想像を超えるものでありまして、当地方の年間平均降雨量が1,500から1,600ミリということを考えますと、数日の間にその7割から8割が集中したことになりまして、もし平生がと考えるとときには背筋が寒くなる思いがいたしました。「平成18年集中豪雨」と名づけられましたように、今年の雨も日本各地に被害のつめ跡を残しました。その中で特に関心を寄せたことは、鹿児島県のある市での避難者への対応についての新聞報道であります。それは、避難所の住民への食事提供を「だめだ」と判断したことでありまして、合併前の町では当然のごとく提供していたようですが、合併後は「提供しない方がいい」という指示でもって、「合併してサービスが悪くなった」というコメントつきでありました。本町においても最近では自主避難が続く状況にありまして、宿泊を余儀なくされる場合、食事の提供はどうするべきか、実際に本町も対策会議等で協議した経緯もありまして、悩ましい問題ではありますが、原則、自主避難については自分持ちを貫いているものであります。数時間ならまだしも、数日という状況に置かれた場合は、炊き出しなど考慮すべきものと肝に銘じた次第であります。

梅雨明けの遅れた理由は、列島上空を流れる偏西風が南に蛇行し、梅雨前線が北上できずに日本列島付近に停滞したことによるものでありまして、各地の降水量は平年の2倍程度で、本町にあっても、6月、7月の2カ月間の降雨量が784.5ミリを記録し、それは、昨年の大体1.5倍というものであります。前線の停滞により、梅雨明けは8月にずれ込むのではないかと心配されました。山口県を除く中国から関東甲信地方が7月30日までずれ込み、昨年より12日遅れ、東北に至っては8月2日でありました。その後は猛暑、酷暑の夏へと移行し、今は台風シーズンの真ただ中に位置しているところであります。

台風発生について、昨年同時期で15個の発生でありまして、14号が9月上旬に当地方に上陸、今年は発生数も少なく、まだ13号であります。盆明けには台風10号が迷走して小笠原諸島を経て、紀伊半島四国沖から九州宮崎に上陸するという、台風は西から東へという定説を覆すコースをたどりまして、高気圧等の配置によるものか、この台風の色度はまことにゆっくりしたものでありまして、長時間、強風域に山口県は入っておりましたものの、風や雨の被害に見舞われることなく、大過なく通過していきました。今後も、大型台風の襲来なくこのまま推移してくれればと思っているところであります。

そのさなか、定められました平成18年第4回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、

議員の皆様におかれましては御多忙中にもかかわらず多数の御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、今年の夏も相変わらず全国から水の事故が届きました。今年に限って言えば、水の事故で町民が犠牲になりました。錦川でビーチボールを追いかけて、深みに足をとられておぼれたということのようではありますが、20歳という若さでの他界は、本人はもとより御家族にとっても悔いの残る人生ではなかったかと、つくづく感じるところであります。改めて御冥福を祈りたいと思います。

水の事故と言えば、埼玉県ふじみ野市の市民プールでの小学校2年生女児の給水口吸い込みによる死亡事件が特筆されます。脳幹損傷という死亡原因から即死であることがうかがわれるわけではありますが、直径30センチのパイプに吸い込まれ、楽しいはずのプールでの遊びが、一転、死の旅になろうとは、本人にとって知るよしもなかったことであります。ここでも危機管理が問われております。安全のための柵がなぜ取り除かれたのか。監視員が危険であることを周知できなかったのか。市から委託を受けた業者は孫請とも言われておりまして、管理のずさんさが指摘されてもしょうがない事例でありました。その後、全国一律にプールの安全点検が調査されました。本町においてはそのような安全性が問われるものはありませんでしたが、平素からのチェック体制の充実と危機管理の必要性を再認識したところであります。「官から民へ」の流れの中でスタートした「指定管理者制度」や、規制緩和に伴うチェック体制、公的施設の安全管理について、行政の責任を再確認するよう指示したところであります。

この水死に限らず、子供に関する事件は減少することなく、ますます増加の一途をたどる昨今であります。秋田県藤里の事件は、母親が自分の子も手にかけたということがはっきりし、「我が子でありながら疎ましくなった」という発言は、親子関係、人間関係の原点が崩れているとしか思えません。

福島で起きた児童虐待の実態にも怒り心頭に発するところであります。

岩手で起きた母娘の殺人死体遺棄事件、熊本でも同様の殺人死体遺棄、近くは、周南市での高専女子学生殺人事件など、続発いたしております。この女子学生の事件も真相は蚊帳の外で、加害者、被害者とも人生を狂わせた代償は大きいと言わなければなりません。

東京都町田市では、21歳の娘を両親が家庭内暴力に悩み、就寝中に包丁で殺害するということも起こり、真実はわからないまでも、社会で自分の存在を示すことができない気持ち、やり場のない気持ちが暴力に発展したのではないかと思われてなりません。現在の家庭状況の縮図とも言えるのではないかと判断いたしておりますし、こうした世情の解消こそ、今を生きる我々の務めであるとも認識いたしております。

続いて、奈良の田原本町の放火事件での母と子2人の死亡。埼玉吉川市での中学1年生が自宅

に放火し、小学校6年の弟が死亡するという事件。稚内での高校1年生による母親殺害など、家庭内の問題をそういう形でしか解決の道を見つけれない子供たちが、かわいそうでなりません。家庭や社会が一つになって、その子の将来を考えてやらなければいけない時代でありながら、なかなか周囲がそれに気づいていないようなことがうかがわれます。このような昨今の痛ましい事件の連続は、現代社会の抱えている深刻な問題を浮き彫りにしております。子が親を殺し、親が子を殺す。また、虐待は児童から高齢者に至るまで、自分の欲望が優先し、人間としての価値観や命の尊厳が忘れ去られ、人間性を喪失しているとしか言えません。

今年の24時間テレビのテーマが「絆」でありました。さまざまな世界で絆を感じる事例が紹介されましたように、今、絆の言葉を忘れることなく、家族、友人、社会、企業、世界、人類が大切にしなければならないものだと言えます。

ここで、スポーツの話題を二つほどしておきたいと思います。

6月に行われましたサッカーワールドカップでの一次リーグでの敗退は、残念の一言に尽きます。勝負に対する執念の点で対戦国を上回ることができなかったのか、日本最強世代と言われたチームには不本意の結末と言えるものでありました。早速、2010年の南アフリカでのワールドカップを目指してオシム体制が出発いたしました。今後、どのように代表チームが生まれ変わっていくのか、楽しみでもある現在であります。オシム語録に「ライオンに襲われたウサギが肉離れをしますか」とありますが、どんな言葉ももっともなことを発言されているだけなんです。どことなく説得力があるように思われてなりません。

夏の甲子園は感動いたしました。駒大苫小牧の73年振りの3連覇か、早稲田実業の初優勝か。手に汗握る熱戦は、33年振りの引き分け再試合という球史に残る名勝負でありました。2人のエースの息詰まる投手戦と、打者の何としても打つんだという気迫は、高視聴率をマークしたように、野球のだいご味と高校野球の魅力を最大限届けてくれました。両校のナインに本当にお疲れさまでしたと言葉をかけた心境であります。春のWBC日本代表の優勝とあわせ、今年のスポーツ界を代表する出来事の一つと言えます。

それでは、6月定例会以降の主な動きについて触れてみたいと存じます。

まず、地方交付税の状況であります。

国の当初予算が対前年度比5.8%減の計上から、ある程度の減額を見込み予算計上しておりましたものの、確定後の数値は1億1,125万7,000円の減少となり、率にして6.9%もの高い率になりました。前年度の確定値からすると7.1%となるものであります。その主な原因は、制度改正や景気回復に伴う個人・法人町民税の増収であります。後ほど補正予算でお願いすることになりますが、交付税の減額補正は記憶にないところの措置のようであります。さらに、新型交付税と申しますか、算定を人口や面積で決める簡素なものにするとした場合、今まで

以上の減額となることも予測され、国の地方財政対策に、もっとしっかり現状を見きわめて公平な税財源の配分をしていただきたいと、強く申し上げていかなければなりません。

自民党総裁選において、候補者が異口同音に地方の大切さの発言を繰り返しておられますが、来週20日の総裁選から26日に予定されておる臨時国会での首相指名という一連の流れの中で、今後の日本全体の発展を念頭に政治を展開していただきたいと、強く地方六団体を通じ要請してまいりたいと考えております。

市町合併についても触れておきます。

県は、7月に「山口縣市町合併構想」を発表し、あわせて「新市町合併支援プラン」を決定いたしました。これまでも議論がありましたように、山口県を9つの市に集約するというもので、内容は中核市や特例市を目指すもの、それから生活圏域や小規模市町の解消を目指すものという考え方です。平成22年3月までの合併新法の期限までに各市町が主体的に取り組みを進め、地域の将来のあり方について広く議論が展開されることを期待するものと結んでおります。

この地方にあっては当初の枠組みが継承されておまして、小規模自治体の解消、生活圏域の一体化が大きな理由と思われれます。6月にも申し上げましたように、この地域の大同団結の気持ちは不変でありまして、今後とも、熊毛郡3町の足並みを揃えながら、気運が高まるように、適時適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、まちづくりのポイントとして「協働」を掲げ、町民と一体となった行政を進めているところでありますが、町民の元気なことについて触れておきます。

まず、「地域の力発揮事業」につきましては、前年に引き続き、今年上半期の募集をいたしましたところ、4団体の事業に交付決定をいたしましたところであります。この事業は、町民が主体的に企画、運営、実施するものでありまして、これまでの行政主導型から住民主導型への移行とともに、地域の活力を住民自らが発揮できるという、本当に自分たちの知恵で自分たちの地域づくりができるというものであります。

さらに、町主導の海岸清掃は平成16年度でピリオドを打ちましたが、あまりにもごみの漂着が多い海岸線を美しく保ちたいという願いから、今年の夏は、田名と尾国地区で、住民主導による海岸でのごみ拾いが実施されました。私も機会あって参加させていただきましたけれども、地域の熱意というものを肌で感じて嬉しく思ったところであります。

立春から数えて210日目、この9月1日でありました。ちょうど「防災の日」ということで、危機管理の話題を課長会議で出しておきましたが、これからの台風の襲来に備え、下関気象台の協力を得て「防災気象懇談会」を開催したことも、協働型行政を目指す上で効果があったと思っております。当日は、60人余りの町民の方々に出席をいただきまして、気象予報の見方、考え方について研修いたしました。

今、策定中であります「平生町国民保護計画」や、災害対策で策定を求められております「災害時要援護者支援マニュアル」、「避難勧告等の判断基準」、「避難所運営マニュアル」など、担当の方で、暑い夏にもかかわらず、一生懸命努力を続けてまいりました。報告しておきたいと思います。

次に、少子・高齢化、世界一の話題であります。

総務省が6月30日に発表した国勢調査の抽出速報結果によりますと、65歳以上の高齢者は2,682万人で、総人口に占める割合が21.0%に達し、2005年国連推計で最高のイタリアの20.0%を上回り、世界一になったというものであります。一方、15歳未満の人口は1,740万人で13.6%、同推計で最低のブルガリア13.8%、イタリア14%を抜いて世界最低となりました。世界一といっても褒められるものではなく、嬉しくない称号だと言わなければなりません。

このことは、合計特殊出生率が1.25に落ち込んだという結果をあからさまにあらわしているもので、将来が懸念されるところでありますけれども、この前、少し嬉しいニュースが届いております。それは、今年上半期の出生数が6年振りに増加に転じ、山口県においても同様の出生増加が続いているという報道であります。このことは、出生に歯どめがかかったと手放しで喜ぶわけにはいきませんが、多少期待しているところであります。原因分析を見ますと、雇用の改善が結婚・出産を促している可能性があり、婚姻も前年同期比で1万組増えているとのことで、経済力の安定も生活基盤確立の一つであると再認識いたしましたところでありますが、長期的な出生率の低下に歯どめがかかったという判断は、まだまだできないと言えます。

高齢化に関連して、平均寿命は女性が85.49歳、男性が79.53歳となり、女性は21年連続世界一、男性は2004年の2位から4位へ転落し、順位は香港、アイスランド、スイスということになっております。まもなく敬老の日を迎え、今年も高齢者を招待しての「敬老の日」の式典を行うことにいたしておりますが、先日、二井県知事が100歳を迎えた豎ヶ浜西の吉浦ハルさんのお宅にお祝いに来られました。同行して、一緒に御長寿のお祝いをさせていただきましたが、その足で、知事は地方上の松田愿さん宅にも訪問され、106歳の御長寿のお祝いの言葉をかけられました。これは、100歳の際に県知事が訪問されて以来、毎年、松田さんが年賀状をしたためられてきたことが知事の脳裏に刻まれておりまして、非公式で訪ねられたものであります。来週の18日には、各会場で平生町発展の礎づくりに貢献されてこられた方々にお礼を申し上げ、お祝いの言葉をかけさせていただくつもりであります。

しかしながら、高齢者を取り巻く社会保障制度が、国の財政問題や現下の少子・高齢社会の中で大きく変化を遂げようとしているところであります。それは、6月の際にも申し上げましたように、老人医療制度の改正であります。医療制度全体が見直される中であって、老人医療も現役並みの所

得のある方は負担が現役並みと、昭和48年の老人医療無料化から数えて33年、高齢者にとっては不満の声が高まりそうな改革となります。それだけでなく、税制改革に伴う老年者控除、非課税措置の廃止や公的年金控除も縮小され、各地で問い合わせが続出している状況でありまして、改革の痛みが高齢者を直撃することがないように、少子・高齢化の負担のあり方や生活保障の再構築が求められていると言えます。

先般、大野地区で地区社協が設立されました。本格的な活動は今後の協議にゆだねられているところでありまして、地域のことを地域で取り組んでいこうという一つのあらわれでありまして、自主防災組織ともども期待いたしておるところであります。

最近、へき地診療に携わる医師の確保が大きな社会問題となっておりますが、このままでは地域医療が崩壊し、医療の地域間格差が広がってしまうおそれがあります。一昨年からの新臨床研修医制度によって研修医が大都市の病院に集中したため、大学の医局を窓口にして地方病院へ医師を派遣してきたこれまでのシステムが崩れたことが影響いたしております。

現実に、ここ周東病院でも小児科医不在の危機に直面いたしております。国は制度の見直しを含めて、地方への医師の適正配置について指導力を発揮すべきだと考えておりますが、同時に、関係自治体としても、関係病院や地元の医師会、大学と知恵を出し合いながら、地域住民が安心して暮らしていける医療体制を築くよう、努力していかねばならないと考えます。

次に、県内の郵便局再編計画に触れておきます。

来年10月から民営化、分社化を前に、6月28日に日本郵政公社中国支社が発表した内容によりますと、県内43局が、この9月から無集配局となりました。都道府県では5番目に多いものとなっておりますが、人口減に伴う過疎化によるものではないかと判断されます。平生局は「配送センター」と位置づけられて集配業務が行われますが、業務内容については、平生郵便局からの説明によれば、これまでと変更となることはないということでありまして、曾根、佐賀も同様であります。しかしながら、柳井の日積、伊陸、大畠局は無集配局となって柳井局に集約されることとなります。今後、民営化によって当面の分社化でコストは高つくとの意見もありますように、サービスの低下とならないように、行く末を注視していかねばならないものと考えます。

次は、財政問題であります。

6月定例会さなかの18日に、驚くべきニュースとして「北海道夕張市の財政再建団体指定へ、負債540億円」との新聞報道がされました。その後、明るみに出た内容は「赤字隠しとして一時借入金による操作が行われ、夕張のみならず周辺市町でも同じことが手法として繰り返されている」というものでありました。地方の財政はここまで悪化しているという典型的なものと思われませんが、産炭地の復興を目指して行政主導でさまざまな施策がとられたものと思われませんが、

国の地方財政対策がここまで厳しくなるとは想定していなかったのか、同じ自治体を預かる者として同情はしますが、真剣に取り組んでいる自治体にとっても同じ目線で見られることに腹立たしい一面もあります。

この問題に端を発したものではないわけでありませうけれども、最近発表されました実質公債費比率については、改めて自治体の財政指標とするために国から求められたものでありまして、数値が18%を超えると、起債については県の許可を必要とし、25%を超えると、起債が制限されるというものであります。山口県では中国地方ベスト20に4市町が入るなど、どこの自治体も大変な状況であることが明るみに出ております。

幸いにして、本町は平成17年度決算監査でも、近隣市町に先駆けて「緊急行財政改革プログラム」に取り組んだことの評価をいただいておりますように、持続可能な行財政基盤の確立を目指してきたこともあって、これまでの財政指標の一つであった起債制限比率も13%台で推移し、実質公債費比率は17.6%というもので、今後について楽観視は決してできませんが、ひとまず、今年度の起債についてはハードルをクリアしているものであります。平成17年度決算においては、平成16年度と比べましても、また、近隣市町と比較しましても、各種財政指標は若干ではありますが、改善の傾向を示しております。これも、町職員の理解と努力、議会の皆さんの協力によるものと感謝しながら、引き続き財政の健全化に取り組んでいく決意であります。

このように、全国の自治体が身を削る努力を続けている中で表面化した岐阜県庁の裏金づくりのことは、国民の信頼を裏切るもので、その麻痺した公金感覚には開いた口がふさがりません。梶原前知事は、知事会会長として税源移譲や国庫補助負担金の削減に努力し、地方分権に一定の成果を上げられました。しかし、その功績も、また、「闘う知事会」の称号も、すべて露と消えたといっても過言ではないと思います。このように、世を挙げていい加減なことがはびこるというか、無責任な事例が相次ぐ中であって、公務員として、政治を預かる者として、対岸の火ではなく、真摯な気持ちでもって、国民、住民の期待にこたえていく心意気が必要であると、つくづく感じている次第であります。

また、公務員としての自覚と行動について、福岡で起きた飲酒運転での幼児3人の水死事件をはじめ、全国各地で発覚している飲酒運転等の公務員の不祥事は、断じて許されるものではありません。あれほど刑法や道路交通法の改正によって厳罰化が図られていても、その効果が上がっていないようであります。結局、飲酒運転の撲滅は本人の自覚による以外にはありません。これを機会に、公務員としての行動に厳罰化で臨むというところが増えてまいりました。私も、綱紀粛正に関して全職員に対して注意を喚起したところであります。

いささか長くなりましたが、ここで、さきに発表されました国の来年度概算要求について触れておきます。

一般会計は85兆7,048億円で、平成18年度当初と比べ、約6兆円の増加となります。肝心な地方交付税であります。総務省は5%増の15兆2,300億円を要求しているようですが、地方税の増収を見込んで、出口ベースでは今年度比2.5%減の15兆5,000億円となっています。しかし、財務省においては「骨太の方針2006」に基づいて、要求ベースで14兆2,000億円と試算していることから、総務省とは1兆円の開きが見られるところがあります。さらに財務省は、財政再建シナリオに沿って18年度並みに歳出を絞り込んでいく方針でありますので、最終的な編成はポスト小泉内閣にゆだねられ、新総理大臣のもと、地方財政対策がどのように手当がなされていくか、注意しなければなりません。

その総理大臣のことでありますが、長州人8人目の宰相も時間の問題で、誕生間近であります。昭和47年に佐藤栄作先生が退陣されて34年、父親である安倍晋太郎先生の遺志を継ぎ、安倍内閣発足は、県民にとって待ちに待った朗報でありまして、山口県の元気の発信になればと考えておるところであります。

不肖私も、6月定例会で11月に迫った平生町長選への所信を述べさせていただいたものでありますが、ひしひしとその重みを受けとめ、本町の道筋をつけるべく努力していきたいと、日増しに責任を痛感いたしているところあります。

昨今は、まもなく幕をおろす小泉内閣の検証がいろんな角度からなされております。まず、構造改革、市場原理主義、規制緩和の成果として日本経済の復活、再生があります。原油高、日銀のゼロ金利解除に伴う金利上昇の影響など、懸念材料はあるものの、景気回復の期間は戦後最長の「いざなぎ景気」を超える勢いであります。

一方で「勝ち組」、「負け組」と言われるような格差が顕著になってまいりました。ついこの前までは「1億総中流」と呼ばれたこの国が、さきのOECD（経済協力開発機構）の報告書でも「相対的貧困層」の割合が、加盟30カ国中、アメリカに次いで2番目に高い国となり、所得の二極化が指摘されております。特に、若者を中心に所得格差が拡大しており、この格差問題は、次期政権が担っていかなければいけない負の遺産でもあります。

第2は、日本外交の対米追従が際立って、柔軟さと懐の広さを失っていることあります。アジアの重要な隣国であります中国、韓国との関係の再構築は、喫緊の課題であります。日本外交には、「国連中心主義」、「日米関係」、「アジアとの協調」の三本柱でバランスをとっていく理念と戦略が求められていると言えます。

第3は、国と地方の関係で、三位一体改革はいまだ未完の改革でありまして、地方分権は道半ばと言わざるを得ません。地方交付税は小泉政権のもとで、一気に約5兆円近く減額されました。補助金は4兆4,000億円の減額という一方で、移譲された税源は約3兆円、地方は差し引き相当のマイナスになっておりまして、これが現在の市町村の財源不足を招いている原因でありま

す。自立可能な財源が担保されて初めて地方分権が成り立つことから、たびたび申し上げておりますように、地方交付税の持つ重要性を今後とも訴えていきたいと考えております。

安倍官房長官が8月23日に発言されました「地域のよさを生かして活性化するためにも、地方の裁量権を増やし、分権を進めなければいけない。財政的な支援も工夫する必要がある」とあるように、地方がしっかりと行財政基盤を確立し、地域が元気でなければ国全体が機能しないことを忘れないようにしながら、これからの政治に携わってほしいと念願するのは、地方の正直な気持ちであると認識いたしております。

それでは、本日御提案申し上げます議案は、補正予算7件、条例2件、事件14件、認定11件でございますが、議事日程に沿いまして、順を追って御説明申し上げます。

まず、議案第1号山口県市町村災害基金組合の解散に関する議案についてから、議案第12号山口県市町村総合事務組合の設立についてまでの12議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

現在、山口県市町村災害基金組合、山口県市町村職員退職手当組合、山口県市町村消防団員補償等組合、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合、山口県市町村公平委員会、山口県自治会館管理組合の6団体の一部事務組合等において、それぞれに該当事務を共同処理しているところであります。このたび、組織運営及び事務の合理化を図るため、平成18年9月30日をもって6団体を解散または廃止し、翌10月1日をもって共同処理事務を一元的に処理する新たな複合的一部事務組合として「山口県市町村総合事務組合」を設立するものであります。なお、解散する一部事務組合における財産処分につきましては、新たに設立する山口県市町村総合事務組合にそのすべてを帰属させることとなります。

これらの一部事務組合等の解散または廃止と、解散に伴う財産処分、並びに一部事務組合の設立につきましては、地方自治法第252条の2第3項、及び同法同条の7第3項、並びに同法第290条の規定により、一部事務組合等を構成する市町等の議会の議決が必要となりますので、議会の議決をお願いするものであります。

以上、一括して提案させていただきましたので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。
議長（平岡 正一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。

議案第1号山口県市町村災害基金組合の解散に関する協議についてから、議案第12号山口県市町村総合事務組合の設立についてまでの件を、一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号山口県市町村災害基金組合の解散に関する協議についてから、議案第12号山口県市町村総合事務組合の設立についてまでの件を、一括起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、議案第1号から議案第12号までの件は、原案のとおり可決されました。

日程第16．議案第13号

日程第17．議案第14号

日程第18．議案第15号

日程第19．議案第16号

日程第20．議案第17号

日程第21．議案第18号

日程第22．議案第19号

日程第23．議案第20号

日程第24．議案第21号

日程第25．議案第22号

日程第26．議案第23号

日程第27．認定第1号

日程第28．認定第2号

日程第29．認定第3号

日程第30．認定第4号

日程第31．認定第5号

日程第32．認定第6号

日程第33．認定第7号

日程第34．認定第8号

日程第35．認定第9号

日程第36．認定第10号

日程第37．認定第11号

日程第38．報告第1号

日程第39．報告第2号

日程第40．報告第3号

日程第41．報告第4号

日程第42．報告第5号

日程第43．報告第6号

日程第44．報告第7号

日程第45．報告第8号

日程第46．報告第9号

日程第47．報告第10号

日程第48．報告第11号

議長（平岡 正一君） 日程第16、議案第13号平成18年度平生町一般会計補正予算から、日程第26、議案第23号町営土地改良事業の変更についてまでの件及び日程第27、認定第1号平成17年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第37、認定第11号平成17年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を、一括議題といたします。

提出者から、提案理由の説明、並びに日程第38、報告第1号平成17年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告から、日程第48、報告第11号平成17年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告までの報告を求めます。

山田町長。

町長（山田 健一君） ただいまは、事件12件の議案についての御議決を賜りまして、まことにありがとうございました。御議決賜りました一部事務組合等における解散、財産処分及び設立にかかります議決書につきましては、それぞれの一部事務組合等に対しまして送付させていただきます。

それでは、引き続きまして各議案について御説明申し上げます。

議案第13号平成18年度平生町一般会計補正予算であります。

まず、歳出の主なものより申し上げます。歳出につきましては15ページからでございます。財産管理費におきましては、地方財政法の規定により、財政基金の積み立てとして平成17年度分の繰越金を今後の財政需要に備えるため計上いたしております。

税務総務費では、主に固定資産税であります。冷蔵庫等の設置してある家屋の耐用年数の適用錯誤などによる町税還付金を追加計上いたすものであります。

16ページの社会総務費では、普通交付税の確定に伴いまして、国民健康保険事業勘定特別会計の繰出金を追加計上いたしております。

老人福祉総務費につきましては、過年度分の在宅福祉事業に係る精算金を計上するものであります。

障害者福祉費につきましては、障害者自立支援法施行に伴い、新たに相談支援機能強化事業委託料などを計上いたしておりますほか、知的障害児・者福祉施設整備費として、田布施町の城南学園の園舎改修に係る応分の負担金を追加するものであります。

19ページの清掃費では、普通交付税の確定によりまして、熊南環境衛生組合への負担金を追加計上いたすものであります。

20ページの漁港建設事業費におきましては、丸山地区の突堤改修のための所要事業費を計上いたしております。

22ページの道路橋梁新設改良費では、町道佐賀臨港線改良について工法変更を要することになり、追加計上いたすものであります。

24ページの中学校費の教育振興費では、少人数学級講師について2年生の生徒数が見込みを下回り、事業の採択要件を割り込んだことから減額するものであります。

25ページの災害復旧につきましては、6月25日の豪雨により町道名切線が被災いたしておりますことから計上いたすものであります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。9ページからであります。

町税は、町民税の個人分については税制改正に伴う影響などにより、固定資産税については、主に償却資産が予想を上回っていることから追加計上するものであります。

10ページの地方特例交付金につきましては、確定に伴いまして減額補正するものであります。

地方交付税につきましては、基準財政収入額が当初の予想を上回る伸びとなったことから減額補正いたすものであります。

12ページにかけましての国庫支出金及び県支出金につきましては、歳出において説明いたしました事業などに伴います特定財源であります。

13ページの繰越金であります。1億190万4,000円を追加いたしまして、繰越金の総額は、1億3,190万4,000円となるものであります。

14ページの町債におきましては、災害復旧債の追加と、臨時財政対策債などの確定による補正であります。

6ページの第2表、地方債の補正につきましては、主に、災害復旧事業費の増額補正に伴い変

更いたすものであります。

以上、今回の補正額は、1億1,048万4,000円を追加いたしまして、予算総額は、45億7,928万4,000円となるものであります。

なお、26ページに給与費明細書、27ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

続きまして、議案第14号平成18年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出でございますが、8ページからであります。新たに保険財政共同安定化事業拠出金を計上いたしております。これは、30万円を超える医療費に係る給付費のすべてを対象として、保険料の平準化を図るための共同事業として取り組むべく計上いたすものであります。

予備費につきましては、所要の額を追加補正するものであります。

前に戻りまして、6ページから7ページの歳入であります。共同事業交付金として、さきほど歳出で申し上げました保険財政共同安定化事業交付金を新たに計上いたしております。

一般会計繰入金につきましては、財政安定化支援事業費の確定に伴うものであります。

7ページの繰越金につきましては、平成17年度の繰越金が見込みを下回りましたことから、1,394万円を減額いたし、繰越金総額は、5,460万1,000円となるものであります。

以上、今回の補正額は、8,266万5,000円を追加いたしまして、予算総額は、14億9,238万1,000円となるものであります。

続きまして、議案第15号平生町交通災害共済事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入において平成17年度の繰越金を計上し、歳出においては予備費に充当するものであります。

以上、今回の補正額は、26万2,000円を追加いたしまして、予算総額は、520万4,000円となるものであります。

続きまして、議案第16号平生町老人医療事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきましては、7ページであります。医療給付費を見込みにより増額いたしますほか、支払基金などへの17年度精算として、償還金を計上いたすものであります。

歳入につきましては、6ページであります。17年度の精算による交付金や国庫支出金のほか、繰越金を計上いたすものであります。

以上、今回の補正額は、865万1,000円を追加いたしまして、予算総額は、15億8,851万2,000円となるものであります。

続きまして、議案第17号平生町下水道事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、県の下水道公社解散に伴いまして残余財産の処分として、設立時の出捐割合により各自治体に寄附するとされたことから新たに寄附金を計上し、一般会計からの繰入金を同額減額するものでありまして、予算総額に変更はございません。

続きまして、議案第18号平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきましては、7ページであります。処理区域の見直しに伴い、今年度から予算措置いたしております合併浄化槽補助金が見込みを上回っておりますことから追加計上いたし、歳入では、一般会計繰入金を充当いたすものであります。

以上、今回の補正額は、28万6,000円を追加いたしまして、予算総額は、1億6,302万1,000円となるものであります。

続きまして、議案第19号平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、歳入においては17年度の繰越金を計上し、歳出において過年度分の精算による返還金を計上し、残余金を準備基金へ積み立てるものであります。

以上、今回の補正額は、1,449万1,000円を追加いたしまして、予算総額は、9億1,150万6,000円となるものであります。

以上をもちまして、予算7件の議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第20号平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、人事院規則の一部改正に伴い、早出・遅出勤務の対象について、従来、小学校入学前の子を養育する職員及び介護が必要な親族を介護する職員とされていたものが、学童保育施設に託児している小学生の子を迎えに行く職員も対象とすることになるものであります。

続きまして、議案第21号平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、健康保険法施行令の改正により、健康保険の出産育児一時金が平成18年10月から35万円に引き上げられますので、国民健康保険においても均衡を図るため、現在30万円の出産育児一時金について、健康保険と同様の引き上げをするものであります。

続きまして、議案第22号柳井地区広域消防組合理約の変更について御説明申し上げます。

本議案につきましては、消防組織法の一部を改正する法律が平成18年6月に公布施行されたことに伴い、柳井地区広域消防組合理約の一部を変更するものであります。

その内容は、同法第10条が削除され、第11条以降の条数が変更されましたので、同規約においても同10条の条文中にあります「同法第12条」を「第11条第1項」と変更するものがあります。一部事務組合の規約の変更については、地方自治法第290条の規定により、一部事務組合を構成する市町議会の議決が必要となりますので、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第23号町営土地改良事業の変更について御説明申し上げます。

本議案につきましては、小郡地区の団体営ため池等整備事業に係るものであります。本事業につきましては平成16年12月に議会の御議決をいただきまして、平成17年10月に着工し、平成18年6月に完了しておりますが、入札による減額等で事業費の変更が10%以上になったため、本事業計画を変更するものであります。町営土地改良事業の計画変更につきましては、土地改良法第96条の3第1項の規定により県知事の同意を得なければなりません。議会の議決を経て必要な事項を定め県知事に協議することになりますので、このたび、議会の議決をお願いするものであります。

議長（平岡 正一君） ここで、暫時休憩します。午前10時5分から再開いたします。

午前9時49分休憩

.....
午前10時05分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） それでは、平成17年度の決算報告を申し上げます。

各会計の決算につきましては、平成18年5月31日に出納閉鎖を終えて調製の後、監査委員さんに審査をお願いしたものであります。監査委員さんにおかれましては、8月2日から11日にかけて、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理等について、直接担当課にも説明を求められるなど、日時をかけての審査をされた後、9月1日に監査の公表を受けましたので、これらの意見を付して、地方自治法第233条第3項の規定に基づく認定を受けるに当たり、その概要を、主に、決算の附属資料をもとに一般会計から順を追って御説明申し上げます。

最初に、認定第1号一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

歳入総額は49億7,392万7,551円、歳出総額は48億4,178万7,992円でありまして、歳入歳出差引額の1億3,213万9,559円を平成18年度へ繰り越すものであります。繰越明許費繰越額が23万5,000円ありますので、実質収支額につきましては、1億3,190万4,559円となります。決算規模が50億円を下回るのは15年振りのこととなります。

歳入歳出の前年度対比につきましては、歳入が約13.5%、歳出が13.2%の大幅な減少となっておりますが、これは、16年度においては減税補てん債の借換債の計上をはじめ、災害復旧事業費などの特殊事情による影響もありますが、最大の要因は、緊急行財政改革プログラムの実施に伴うものであります。各種、事務事業の見直しをはじめとする歳出削減と、歳入においては、各種、基金の取り崩しを縮減したことなどによるものであります。この結果、単年度収支は翌年度への繰越金の減少により赤字となっているものの、実質単年度収支につきましては5年振りに黒字へ転換しております。しかしながら、三位一体の改革による地方財政の見直しなどもありまして、財政状況が好転したとは言えない状況であると認識いたしております。

それでは、各予算費目の順に、主要な施策等の成果を中心に御説明申し上げます。

歳入からであります。決算書の9ページをごらんいただきたいと思います。町税につきましては、税制改正や景気回復などにより、ほとんどの税目で増収となったことから、町税トータルでは2年連続で前年度対比プラス決算となり、5%を超えるものとなっております。

10ページにかけましての地方譲与税につきましては、税源移譲枠の拡大に伴い、所得譲与税が増収となったことに伴い大きな増加となっております。

利子割交付金につきましては、低金利に伴い大きく減収となっております。

地方消費税交付金につきましては1,000万円を超える減収となっております。

11ページ、地方交付税につきましては、交付税としてはほぼ前年度並みを確保いたしておりますが、実質的な交付税とされる臨時財政対策債、いわゆる赤字地方債については20%を超える減少となっており、両方を合算した地方交付税全体としては引き続き減収となるものでありまして、決算規模縮小の要因となったものであります。

14ページからの国庫支出金につきましては、老人保護措置費などが一般財源化されたことによる減少があるものの、公営住宅建設事業分のプラス要因がありまして、トータルとしては、14%を超える大幅な増加となったものであります。

16ページからの県支出金につきましては、決算額では17%の減額決算となっておりますが、これは漁港事業などの18年度への繰越事業に係るものでありまして、この要因を除きますと、実質的には前年度並みとなるものであります。

20ページにかけましての財産収入では、前年度対比約6倍の増額決算となっておりますが、これは、遊休町有地の売却を行い、財源の確保を図ったことによるものであります。

21ページにかけた繰入金につきましては、16年度において三位一体の改革による交付税などの減収に対応し、行政サービス水準維持のため、その財源として各種基金から繰り入れたことにより基金残高が枯渇寸前となっていたことから、緊急行財政改革プログラムの実践により歳出の削減を図り、繰入金を大きく減少させたものであります。諸収入は大きく減少しております

が、その大きな要因といたしましては、16年度において人材育成基金条例の廃止による精算金の計上や、台風災害に伴う共済金の交付などの特殊要因があったことによるものであります。

24ページからの町債につきましては決算額が半減いたしておりますが、これは、16年度においては減収補てん債の借換債や災害復旧事業債の特殊要因があったほか、佐賀地区若者定住促進住宅建設事業などの継続事業が終了したことなどによるものであります。

続きまして、歳出であります。26ページからであります。総務費の一般管理費では、緊急行財政改革プログラムの実践のほか、第四次行政改革大綱の策定や集中改革プランの策定など、行財政改革の取り組みを進めたところであります。

28ページからの情報通信費では、柳井市、上関町と1市2町の共同事業として、地域インターネット基盤整備事業の実施に向けた計画を策定いたしております。

30ページからの企画振興費におきましては、新たに本町における新エネルギー導入の可能性を探るべく「平生町地域新エネルギービジョン」を策定いたしております。また、新たに創設いたしております「まちづくり基金」を活用して、町民と行政による協働のまちづくりの実現に向け「地域の力発揮事業」をスタートさせたところであります。本事業は、町民自らが発案し実践をするための支援であり、初年度である17年度は、里山の環境美化事業など6事業を支援いたしたところであります。これらの取り組みが、今後、さらなる地域コミュニティの活性化につながることを期待いたしているところであります。

32ページにかけたの記念式典費では、平生町制施行50周年に当たることから、手づくりによる簡素で心のこもったものとなるよう心がけて11月5日に挙行いたしたところであります。この中で、50年間の町政に対する功績をたたえ、143名、17団体を表彰させていただいたところであります。

37ページからの民生費の老人福祉総務費では、敬老祝金支給事業や介護用品助成事業など、各種、事務事業の見直しを行っております。また、16年度から取り組んでおります高齢者筋力向上トレーニング事業では、週2回、3カ月を1期として、4期100回開催して、26人の利用者があり、機能の維持向上、介護予防意識の向上等の成果を見ておるところであります。

38ページからの障害者福祉費では、15年度にスタートした「障害者支援費制度」も3年目を迎え、制度の定着も図られていると考えており、利用者数も前年度並みとなっております。また、平成17年10月に成立しました「障害者自立支援法」により、平成18年4月1日から自立支援医療費や障害福祉サービスの利用に要した費用の1割が自己負担となることから、広報などにより、利用者への制度改正に対する周知に努めたところであります。

39ページからの児童福祉費の児童環境づくり推進事業費では、柳井地域次世代育成支援行動計画に基づき、児童クラブを土曜日も開設いたしましたほか、平日においては保育時間を午後

6時まで延長いたしましたところであります。

40ページからの保育所運営費では、さきほどの次世代育成支援行動計画に基づき、子育て家庭への経済的負担の軽減のため、近隣の保育料の水準とも均衡を図るべく見直し、軽減を図ったところであります。

43ページからの衛生費の母子衛生費におきましては、引き続き不妊治療助成事業に取り組んでおります。前年同様、3組の申請を受け付けております。

44ページの健康づくり推進事業費では、新たな取り組みとして介護予防リーダー養成教室を実施いたしております。これは、老人クラブなどの介護予防リーダーの候補者が、自らの健康づくりを実践しながら地域の介護予防対策について検討し、取り組んでいくことを目的として開催したものであります。教室には、延人数で201名の参加を見たところであります。

46ページからの清掃費では、県の補助が終了しました環境パトロールについて、町単独事業として継続実施することとして、引き続き環境美化に努めたところであります。

47ページの労働費の労働福祉対策費では、シルバー人材センター事業であります。柳井広域全体で受注件数、受注契約額は減少いたしておりますものの、会員数は若干ではありますが増加いたしております。高齢者の活躍の場として定着しておりまして、今後においても、高齢者の貴重な雇用の場として大いに期待いたしております。

48ページからの農業費の農業振興費では、品目横断的経営安定対策への移行に伴い「平生町担い手育成総合支援協議会」を創設し、担い手の育成に取り組んだところであります。

50ページからの土地改良事業費では、危険ため池整備事業1件のほか、農道・水路の整備を5件実施いたしております。今後におきましても、住民の意向を反映しながら協力を求め、農村の環境や生態系への負荷を軽減し、自然との共存を図りながら計画的に基盤整備を図っていくことといたしております。

51ページのひらお特産品センター管理費では、18年度からの指定管理者制度導入を目指して運営協議会と協議・検討し、指定及び協定の確認に至ったところであります。

中山間地域振興事業費では、新たな制度での5カ年の第2期の対策事業が始まり、17集落159戸の農家と協定を締結し、農地などの管理活動を展開いたしております。

52ページ、林業費の林業事業費では、県の補助を受けて小規模治山事業を実施いたしております。山地災害の防止や水資源の涵養など、森林の有する多面的機能を発揮させるため、今後におきましても、治山事業や林道の維持管理に取り組む必要があると考えております。

53ページからの漁港建設事業では、継続事業であります広域漁港整備、海岸保全の国庫補助事業をはじめ、単独事業7件を実施いたしております。近年の漁獲量低迷や漁業者の高齢化など、漁業を取り巻く環境が深刻さを増しておりまして、今後とも漁場の整備を効果的、計画的に推進

し、快適な漁業環境づくりに取り組んでいく所存であります。

55ページ、商工費の観光費では、今月16日に全国公開予定となっております映画「出口のない海」の撮影に使用された人間魚雷「回天」の実物大のレプリカの譲渡を受けて、観光協会において阿多田交流館前に展示いたしておるところであります。

56ページからの土木費の道路橋梁新設改良費では、道路改良16件、側溝改良6件を実施し、生活基盤である町道の改良を推進したものであります。今後におきましても、計画的に高齢者等の交通弱者に優しい交通環境の整備に努めていく必要があると考えております。

57ページ、河川維持改良費では、老朽化した護岸修復や流下能力を高めるための浚渫工事を15件実施し、河川における災害発生の未然防止による住民の安全確保に努めたものであります。

59ページの住宅費の住宅建設費では、ホームタウン平生に24戸建の公営住宅建設を完成させ、新たな住環境の提供を行ったところであります。

60ページの消防費の非常備消防費では、自主防災組織幼年消防クラブ合同防災訓練や、文化財防火デー火災防衛訓練を行っております。自主防災組織が主体となる避難訓練や消火訓練を実施することにより、自主防災組織の育成に力を入れたところであります。

62ページからの小学校費においては、平生小学校第1学年の各学級において、引き続き学級担任補助教員を配置し、個に応じたきめ細かな学校生活への適応指導や学習指導への支援を行っておりますほか、不登校対策として教育相談体制を充実するため、子どもと親の相談員を継続配置したところであります。また、施設整備面では、佐賀小学校において、集落排水の供用開始を受け、排水設備を整備いたしております。このほか、定期的な安全点検や避難訓練の励行を徹底するとともに、教職員の危機管理意識の高揚を図り、引き続き安全管理体制の強化に取り組んだところであります。

64ページからの中学校費においては、継続事業といたしまして、不登校対策である「学習支援員の派遣事業」や「心の教室相談員」を配置し、生徒や保護者の相談活動や学習意欲の向上に努めたところであります。また、2年生及び3年生の学級編成を35人以下とする「少人数学級化支援事業」を実施し、きめ細やかな指導体制を実現して学校教育の充実を図っております。このほか、クラブ活動においては、全国中学校駅伝大会において陸上部女子が5年連続出場、男子も初出場というアベック出場の快挙を果たし、町民に明るい話題を提供してくれております。

67ページからの社会教育費においては、学校や社会教育施設において、安全で安心して活動できる子供の居場所を設け、生涯学習ボランティアを活用して昼休みや週末における小学生を対象とした文化活動や体験活動を実施いたしております。また、青少年健全育成について、安全で安心な明るく住みよい町の実現、青少年の健全育成のため「平生防犯パトロール隊」の結成をはじめ、7地区が一体となった活動を展開いたしており、今後においても「安全・安心のまちづく

り」の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

図書館費においては、図書館システムの更新をいたしております、これによりまして、貸出返却業務がこれまで以上にスムーズになり、利用者の利便性の向上を図っております。

71ページからの保健体育費においては、生涯スポーツの推進として体力づくりの意識と実践意欲の高揚を図り、体育協会を主体としてファミリースポーツ・レクリエーション大会や駅伝大会などの各種大会を開催したところであります。大人はもとより、多くの子供たちの参加を得ておりまして、今後、より一層の参加を得られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

72ページからの災害復旧費では、16年度からの繰越事業に加え、梅雨前線による豪雨などにより被災しました各施設42件の復旧工事を実施いたしております。

74ページの公債費につきましては、対前年比で27%を超える大幅な減額決算となっておりますが、これは冒頭でも申し上げましたように、16年度においては減税補てん債の借換分約2億2,000万円を含んでいたためであり、これを除いた実質では5.5%の減少となるものであります。これは、近年の緊縮予算の効果があらわれたものと考えております。しかしながら、ゼロ金利の解除や郵政民営化に伴う町債を取り巻く状況は大きく変化をいたしてきておりまして、また、新たな財政指標としての実質公債費比率による影響も考えられ、今後における公債費の管理についてはこれまで以上に慎重に対処していく必要があると考えております。公営企業費につきましては、対前年度比11%の減少となっておりますが、これは、公営企業であります田布施・平生水道企業団への補助金の減少に伴うものであります。

以上が、一般会計における決算概要であります。各種財政数値につきまして、経常収支比率につきましては緊急行財政改革プログラムの実施効果により3.1%低下し、91.4%に。また、起債制限比率については、算出方法の変更によりまして県の公表数値では0.1%アップいたしておりますが、これまでどおりの算出方法の場合には0.5%低下し、13.0%となります。各種基金の残高につきましても、前年度まで9年連続の減少でありましたが、緊急行財政改革プログラムの実施により基金の取り崩しに歯どめがかかったことから、ようやく年度末残高はわずかでありますけれども、10年振りに増加いたしております。今後におきましても、交付税制度の改正など地方財政を取り巻く環境は厳しさを増していくことは必定であり、さらなる行財政改革を推し進めて財政の健全化に継続して取り組むことが必要であると考えております。

以上で、一般会計の説明を終わらせていただきます。

次に、認定第2号国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

歳入総額は13億6,376万9,824円、歳出総額は13億9,168万8,050円、歳入歳出差引残額及び実質収支額は5,460万1,774円でありまして、これを平成18年度へ繰り越すものであります。なお、翌年度精算分などを加味した実質単年度収支は、マイナス

1,800万9,318円となります。これは、近年急速な伸びを示しております介護需要に伴い介護納付金が大幅に増加しているのに対し、それに対する賦課税額が不足していることと、国保加入者の低所得者比率の増加などを起因とした所得割対象額の大幅な減少から国保税の収入減につながったことが要因と考えております。平成17年度決算時点における国民健康保険加入者は年間平均で3,001世帯、平均被保険者数は5,380人となっております、前年度の数値よりそれぞれ増加いたしております。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

5ページの国民健康保険税におきましては、収入済額は若干減少しているものの、逆に、収納率は若干ではありますが伸びております。しかしながら、収入未済額は引き続いて1億円を超えるものとなっております、今後の大きな課題であると考えております。

国庫支出金につきましては、負担割合の変更によりまして療養給付費分が減少したことにより、全体でも減少いたしております。

県支出金は大きく増加いたしておりますが、これは、さきほどの負担割合の変更により国費から県費へ財源が変更になったことによるものであります。

6ページの療養給付費交付金については、退職者分医療費の増加に伴い大きく増加いたしております。

次に、歳出であります。10ページの保険給付費では、引き続いての制度改正により、療養給付費が大きく伸びております。

11ページの介護納付金につきましては、さきほど申し上げましたように、介護需要の増加に伴い介護納付金が20%を超える大幅な増加となっているものであります。

12ページにかけての保健事業費におきましては、人間ドックの助成割合を9割から8割に見直しを実施したところでありますが、しかしながら、受診者はほぼ前年度並みの153名となっております、被保険者自身の健康管理に対する関心が高まっているものと思われま。

次に、認定第3号佐合島渡船事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出ともに1,831万314円でありまして、前年度比で10%を超える減額となっております。これは16年度にひらお丸のオーバーホールと、台風により全壊した渡船待合所の設置を行っております、これらの完了に伴い、17年度は平年の支出状況に戻ったことによるものであります。

3ページの歳入では、渡船使用料は利用者数や小荷物が減少したことから、前年度対比で5%を超える減少となっております。国庫支出金と県支出金につきましては、国庫支出金は前年度並みであります。県支出金につきましては国庫支出金の影響により、補助対象額が大きくなったことに伴うものもあります。この結果として、繰入金につきましては大幅な減額となっております。

す。

4ページからの歳出につきましては、一般管理費ではという特殊要因があったことから決算額が変動したものでありまして、例年と変わらない支出状況となっております。また、長年の懸案事項でありました田布施町の馬島航路との統合については国の指導も得ながら、地元島民との意見交換や馬島との共同運航検討会での協議を重ねました結果、この10月1日から熊南環境衛生組合を改称して「熊南総合事務組合」を事業主体に航路統合の運営が行われることとなっているところであります。

次に、認定第4号交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額318万6,658円、歳出総額292万3,405円、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに26万3,253円でありまして、これを平成18年度へ繰り越すものであります。歳入歳出額は大きく減少いたしておりますが、これは、共済見舞金が大きく減少したことに伴い減額決算となっているものであります。共済加入率は若干ではあります減少いたしております、引き続き加入促進を図るとともに、交通事故防止の啓発にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、認定第5号簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出ともに総額6,260万84円でありまして、実質収支もゼロとなっております。決算規模は、ほぼ前年度並みとなっております。

3ページの歳入のうち料金収入についてであります。給水戸数は、近年ほぼ横ばいの状況であります。また、有収水量も減少傾向となっており、この要因は水産加工業者の減少も影響していると考えられますが、漁業集落排水の供用開始に伴い、節約意識からではないかと思われる使用の抑制が大きいのではないかと推察いたしております。したがって、料金収入確保策として、悪質な未納者に対して下半期から給水停止措置を実施したことから収納率が上昇いたしております、その効果などによりまして、料金収入額は若干ではあります増加いたしております。

4ページの歳出の主な点は、長期にわたる漏水による不明水の原因が究明されたことにより有収率が上昇したことから、使用料の増加につながったものと考えております。このほか、柳井地域広域水道からの受水により慢性的な水不足の解消に寄与しているものの、この受水費が総経費の大半を占めているという状況でありまして、今後において一層の経費削減などの経営安定化を図っていく必要があると考えております。

次に、認定第6号老人医療事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額15億9,232万3,165円、歳出総額15億8,787万3,451円でありまして、歳入歳出差引額及び実質収支額は444万9,714円となるものであります。老人医療会計につきましては、前年度対比で給付費は約2.7%の減少となっております。制度改正により、

対象年齢を段階的に70歳から75歳へ引き上げることになっていることなどから受給者は減少いたしております、入院・外来ともに医療件数は減少傾向となっておりますが、このうちの高額医療費は増加傾向となっており、傷病の重症化や長期化がうかがえるものとなっております。なお、取扱件数につきましては5万6,127件で、医療受給者数は2,153人となっておりますので、医療給付費一人当たりの年間平均は72万8,749円となりまして、対前年度比で若干の増加となっております。

次に、認定第7号下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出総額ともに7億2,977万1,278円であり、実質収支額もゼロとなるものであります。下水道事業につきましては、20年度までの変更認可区域353ヘクタールを対象にして計画的に整備を進めております。17年度においては、平生地区など3地区の21ヘクタールを整備いたしまして、累計での整備面積全体は202ヘクタールとなっております。処理区域内人口は5,975人、普及率は43.43%、水洗化世帯は92.47%となっております、整備は着実に進み、普及率なども上がってきております。

17年度においては、田布施川流域下水道浄化センターの維持管理費に伴う負担金額について、向こう5年間についても現在と同様の単価で維持していく協定を、県と田布施町の3者で締結いたしましたところであります。

4ページからの歳入の主な内訳といたしましては、下水道使用料であります、普及率の伸びに伴いまして、前年度より10%近い増額となっております。

国庫支出金につきましては、16年度において国の補正予算に伴う増額という特殊要因があり、この反動で減少いたしましたものであります。一般会計繰入金は若干減少いたしておりますが、依然、巨額なものであることに変わりはなく、一般会計を圧迫する大きな要因の一つでもあります。町債につきましては、補助、単独事業が減少したことに伴い、借入額も減少しているものであります。

6ページからの歳出の主なものとしては、下水道整備費では、管渠整備に係る補助、単独事業費を減額したことに伴いまして、下水道整備費全体で1億円近い減少となっているものであります。

7ページでの公債費では、新たな元金償還の開始に伴い決算額が上昇しておりまして、3億円を大きく超えるものとなっております。今後におきましてもこの傾向は続くものと考えられますので、引き続き、新規借り入れの抑制に努めていきたいと考えております。

次に、認定第8号水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出ともに390万4,994円であります。16年度においては機械設備に係る修繕料を要しておりましたが、17年度においては大きな修繕を必要としなかったことや肥料の製造委

託料が減少したことに伴い、決算額が縮小いたしましたものであります。

次に、認定第9号漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出ともに総額2億1,719万7,387円でありまして、実質収支額もゼロとなるものであります。17年度決算額を16年度の決算額と比較いたしますと、約40%を超える大幅な減少となっておりますが、これは下水道事業同様、管渠整備に要する補助、単独事業費を減額したことに伴うものであります。また、17年度においては全体整備計画の区域について関係自治会と協議を行い、今後の整備区域については簡易水道の給水区域を対象とすることとしたところであります。水洗化世帯数は142世帯となっております。1日の平均流入量は100立方メートルを超えております。このため、予定よりも早く汚泥の処分が必要となっております。その財源確保のためにも水洗化率向上を図ることが必要不可欠なものでありまして、普及促進に積極的に取り組んでいく所存であります。

3ページからの歳入の内訳といたしまして、使用料は供用区域拡大に伴いまして大きく収納額が増加いたしております。

県支出金や町債については建設事業の財源でありまして、事業費の縮小に伴い減少いたしましたものであります。

歳出につきましては、管渠整備費を減少いたしておりますほかは大きな変動はありません。

続きまして、認定第10号熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出ともに2,672万4,793円となっております。審査会は毎週開催し、開催総数は88回、平均審査判定件数は約24件と、ほぼ前年度と同数となっているものの、新規認定件数は増加しております。歳入歳出の内訳等については、合併に伴い大和町分が減少したことと、制度改正に伴うシステム改修を除けば、ほぼ16年度と同様の内容であります。

続きまして、認定第11号介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額8億7,568万1,339円、歳出総額8億6,118万7,652円、歳入歳出差引額及び実質収支額は1,449万3,687円となっており、これを平成18年度へ繰り越すものであります。なお、介護給付費に係る過年度分返還金などを加味した実質単年度収支は403万5,349円になるものであります。平成17年度におきましては、介護保険制度改革への対応として保険者システムの改修作業を行ったほか、高齢者アンケートの実施や高齢者保健福祉推進会議の開催などに加えて第3期事業計画期間における給付費の推計を行い、平成18年度から20年度までの3カ年の介護保険事業の安定的運営を目的とした「介護保険事業計画」を策定いたしましたところであります。高齢者数の増加に伴い認定者数も大きく増加しております。特に、「要支援」や「要介護」の軽度介護者と「要介護5」の重度介護者の増加が顕著となっております。

す。

歳入における特徴といたしましては、国庫支出金や支払基金交付金、県支出金をはじめ、一般会計からの繰入金も保険給付費の伸びにあわせて増額いたしております。

歳出における特徴といたしましては、保険給付費全体で5%近い伸びを示しております。介護給付費は若干の伸びにとどまっているものの、支援給付費は全体で30%を超える大幅な伸びを示しております。高額介護サービスは17年10月の制度見直しにあわせて行われました「低所得者対策」により5割を超える大幅な増額決算となっております。また、新たに創設されました「特定入所者サービス費」も加わりまして、保険事業としては新たな負担が加わったところであり、世界に類を見ないほどのハイペースで迎えている高齢化社会においても、安心して老後を迎えることができますようにサービス内容の充実に努めることはもちろんのことですが、介護予防に積極的に取り組むことにより、1人でも多くの高齢者が介護を必要としない生活を送ることができるよう、この取り組みを一層進めていく必要があると強く考えております。

以上で説明を終わらせていただきますが、別冊の平成17年度決算の附属資料及び決算審査意見書を御参考に御審議を賜りますようお願い申し上げます、決算報告を終わります。

以上をもちまして、補正予算7件、条例2件、事件2件、認定11件につきましての提案理由の説明を終わらせていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

終わりに、報告11件でございますが、議案の末尾に本町の基金であります財政基金のほか10基金の平成17年度運営状況と、これに伴います収支の状況を各基金の条例規定に基づきましてそれぞれ報告させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えいたしたいと存じますので、よろしく御審議賜りまして御議決並びに御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（平岡 正一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第49．一般質問及び質疑

議長（平岡 正一君） 日程第49、一般質問及び質疑を行います。

まず、一般質問を行います。質問の通告順により、順次、発言を許します。山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） それでは、通告に従いまして質問いたします。

新聞報道等によりますと、平成4年、九州の旧赤池町からちょうど14年目となる今年の6月、北海道夕張市が540億円、あるいは600億円を超える負債を抱えて自治体の倒産に当たる「財政再建団体」に移行する方針が表明されたという報道がされております。

平生町の現状も改革をしっかりと進めなければ、財政は年を追うごとに悪化する懸念があります。

平生町も例外ではないというふうに思われます。

7月7日に「骨太の方針」と一般的に言われる「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」が閣議決定されております。2006の内容によりますと、地方交付税の現行法定率は堅持するというふうになっておりますが、今後とも削減の方向にあることは否めません。現に8月30日、19年度予算の概算要求の中で総務省の示した地方交付税の額は、出口ベースで2.5%減となっております。さらに、地方交付税の配分に当たりましては「行財政改革に積極的に努力している団体には配慮を行う」と、こういうふうになっています。どういうことかと言いますと、想像できることは政府の方針に即した地方分権をベースとした合併の推進にある。そういうふうに想像できます。さらに、平生町にとっては不利と思われる新型交付税は、人口と面積を基準に配分額を決めるという方法でこの9月中に骨格が示され、段階的に実施する方向で2007年度から実施が想定されております。この3点すべて、平生町にとってはどうもネガティブな要因と考えられることから、今後もさらなる地方交付税や補助金の削減は避けて通れない状況と推察されます。

そこで、1問目の質問といたしまして、緊急行財政改革プログラム推進計画は平成19年までの計画であり、本年4月から第四次行財政改革大綱も含めたプログラムをベースに改革が進められているところでありますが、その取り組みの現状と進捗状況について、次の2点について質問いたします。

一点目といたしまして、17年度決算時の指数から見まして財政力指数、17年度においては41.8、こういう指数になっております。これは、自主財源が半分にも満たないということであらわしており、自主財源を増やす努力が必要であろうかというふうに思います。次に、経常収支比率91.4%、これについては、健全な財政状態であれば大体70%と言われております。どういうことかと言いますと、平生町の場合の財政構造の弾力性が低いということであらわしているかと思えます。これは、その年度におけるどうしても必要な経費が91.4%で、あとの残りが自由度の高い財政と、こういうあらわれだと思えます。次に、起債制限比率は13.0と少し下がったと。これは結構なんですが、今年の4月から実質公債費比率であらわされております。平生町の場合17.6%。18%を超えれば地方債許可団体に移行となります。そのときには、財政健全化計画を提出することが求められております。そういうことになると、かなり厳しいということになります。平生町の場合17.6との結果で、山口県内のワースト8から外れております。第一関門はクリアできましたが、今後の情勢いかんでは18%を超える危険が多分にあります。と申しますのも、地方債は17年度決算の附属資料によりますと「公債費はこれ以上減少しない見込み」と明記されておりますし、実質公債費比率の算式から分母である標準財政規模が小さくなれば18%を超えるのは目前状態と言えます。厳しい状況にあることを再認識せざるを

得ません。

こうした指数をもとに18年度以降の町の財政について、市町村財政比較分析表、これは県が県内の各市町村を対象に全国の類似団体から見た比較表であります。この表が示す内容をもとに問題点をしっかり分析していただいて、さらに政府の今後の施策を十分踏まえて、町の財政見通しと対応策についてお尋ねいたします。

二点目としまして、行財政改革プランの現状と進捗状況についてです。この12月には19年度の新年度予算の策定に取りかかることになろうというふうに思われます。そこで、町の財政問題といたしまして、19年度予算作成に当たり6月定例議会において私の一般質問での町長の答弁として「もし歳入不足が生じた場合は基金の取り崩しと行政改革を進めれば」というお話でありました。そこで、基金については具体的な数値として、17年度決算の数字から予算に組み込み可能額は現在のところ2億8,000万円という数字が出ております。そこで、19年度予算に反映可能な、今後進められる、あるいは今まで進めてきた改革により発生する補てん額についてお尋ねいたします。

次に、自主財源確保の構想といたしまして、現在進行中である行財政改革プログラムの内容はほとんど歳出削減が主な内容となっております。コストセーブによるものでなく、真の意味での自主財源確保のプランがどうも見当たりません。政府が地方に要求している根幹は、地方分権に見合う財政の自立であるということは町長も十分承知のことと思います。重要なことは財政力の強化が課題で、平生町のまちづくりをどうするかが問題だろうというふうに思います。

そこで、短期間では無理です。しかしながら、5年、10年の長期スパンでもって真の意味での自主財源確保を目指さなければ、国の施策に取り残される結果を招くことになりかねません。小手先の財源確保に走れば、結果的に町民に負担を強いることとなります。そうした状況にならないためにも自主財源を目指した施策を講じる努力をしなければ、手遅れになろうというふうに思います。

この点について、町長の考え、あるいは構想をお尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） ここで、暫時休憩します。11時10分から再開します。

午前10時52分休憩

.....

午前11時10分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

まず、1点目の財政改革を推進していかなければいけない。特に、置かれておる今日の状況と

いうものは大変厳しい状況があるという認識は、これは共通だろうと思います。今後の取り組みについても、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率等を例に挙げながら、これからも財政の改革を進めていかなければいけない。こういう御指摘が前段にございました。国の方の新たな新型交付税にも触れられておりますけれども、この問題がどう落ちついていくのかというのは大きな関心を持って我々も注目していきたいというふうに思っております。骨太の方針自体、けさも申し上げましたが、財務省と総務省では概算要求の段階で1兆円くらい差が出てきておるといような状況もございますし、単純に、ただ単に人口と面積だけで新型交付税ということに対して、この前からいろいろ安倍さんあたりの構想を見ても、出生率とか就業率なんかのいろんな成果配分枠を入れてはどうかというような話まで出されておまして、小規模自治体にとってもそういう意味じゃあ、交付税の動向に左右されるということになりますから、これから、恐らく年末に向けて省庁間の調整はもちろんでありますけども、具体的な新型交付税の内容がどうなっていくのか、中身がどうなのかということについては、まだまだ今から議論されていくだろう。その決着の仕方次第によっては、当然、どこの自治体も影響が出てくるというふうに受けとめておまして、ここはしっかり動向を注視していきながら、しっかり地方として言うべきことは言っていかなきゃいけないというふうに考えております。

それからもう一点は、平生町の財政指標について御指摘がありましたように、17年度決算では財政力指数、あるいはまた、起債制限比率、経常収支比率、いずれも16年度と比較して改善してきております。これは、緊急行財政改革プログラム、これにいち早く取り組んできた一つの成果としてこういう数字が出ておるといふふうに受けとめておりますが、まだまだそのことでオッケーということにはなりません。取り巻く財政環境が厳しい。将来のことを考えた場合、しっかりこれからまだまだ行財政改革を続けていかなきゃいけないという状況です。

ちなみに、財政力指数も41.8%数値をいただきました。以前、平生町の場合は38から39%程度、四、五年前はですね、そういう状況でございました。41.8%、17年度。起債制限比率も5年前は13.9%。今は13.54、13.0という格好で、起債制限比率も落ちてきております。従来そのままの「交付税措置で見てやるから景気対策でどんどんやれ」と、国の政策でそういう時期がありました。あの調子でそのままどんどん膨らませて起債をいっていったら、恐らく大変なことになっていただろうというふうに考えております。かなり意識的に私自身も起債制限比率を念頭に置きながら対応してまいりました。そうしたこともあって、今回、実質公債費比率についても、一応18%をクリアしたということですが、そうはいつでも、なかなか油断をするわけにいかない。いずれにしても、胸を張れるような状況とは言えません。まだまだ厳しい状況にあることは事実です。経常収支比率にしてもそうです。16年度が94.5%、17年度で91.4%。3.1%下がってきておりますが、これも職員の皆さんや議会の皆さんの御理解

をいただく中で、大なたを振るってきたというところがこういう形になっているわけでありますから、これからもそういったことを十分踏まえながら慎重な財政運営、こういうものを進めていかなければいけないだろうというふうに考えておりました、議員御指摘のように、これからも引き続きそういう状況を踏まえながら対処していくと。19年度予算との関連も出ておりましたけれども、やはり、これからそういった国の動向、交付税のあり方、これをまずしっかり見極める。これが大前提ということになります。そしてその上に立って、国と同様であります、歳入歳出の一体改革といいますが、その平生町版をやっていかなきゃいけない。歳出のカットについても今までいろんな取り組みをやってきておりますけれども、行政評価制度等も生かしていきながら、できるだけむだを省いて財源を確保していく。歳入の財源確保についても受益者負担の見直しをやっておりますし、遊休町有地の売却等を含めて、自らできる取り組みはしっかりやっという。こういうことで歳入歳出の改革を進める。それでも不足する場合には財政基金で対応していく。こういう三段構えの対応ということになっていこうというふうに思っておりますので、この辺は、今度の19年度予算、年度末から準備に入っていきますけれども、そういう形で恐らく19年度の対応を進めていくということになるだろうというふうに思っております。

それから、自主財源の確保ということで御指摘をいただいております。6月時点でも自主財源の確保構想について触れさせていただきましたが、5つのチームをつくって検討してまいりました。1つは、手数料・使用料の検討チーム。2つ目は、税の検討チーム。3つ目は、税収確保の施策検討チーム。4つ目が、財産処分等の検討チーム。5つ目が、特別歳入の検討チーム。この5つのチームをつくって自主財源をいろんな角度から検討しようということで、職員も一生懸命、案を出しながら取り組んでくれました。

手数料・使用料等については、今年度から教育施設のいろんな使用料等見直しをかけましたが、他の施設についてもこれから条例改正等、12月定例会をにらんでお願いしていく予定にいたしております。手数料については、近隣市町との均衡等も図りながら、占用料や事業分担金についても公平性の確保に努めていきたい。

税の検討チームでは、やっぱり都市計画税の問題が大きな課題であります。今、都市計画審議会でも協議いただいておりますけれども、前段として、導入に向けての素案というものを関係課中心に検討していくことにいたしております。仮に導入ということになれば、課税システムの必要経費等も出てまいります。そういったコスト的な試算もこれからやっというかなきゃなりません。何よりも税ですから、住民の理解が得られるということが大前提です。そこら辺は、手順を踏んで進めていかなければいけないというふうに思っております。

それから、税収確保の関係ですが、もちろん企業誘致等、平生町の場合は阿多田島の開発、あるいはゴルフ場跡地の活用というようなことが大きな課題として存在しております。今の組織体

制で十分対応していけるのかという課題もありますが、しっかりこれから見直しを、対応していく組織についても明確にしていかなければいけないだろうというふうに思っておりますし、特に税収を確保していく観点から、一種の企業誘致として大星山の風力発電、これも来年度6基の予定ということになっておりまして、償却資産税という形で初年度1基当たり500万円というふうになっておりますから、五六、3,000万円という形になろうかと思いますが、税収確保に向けての一つの対策に資するものというふうに考えております。

それから、財産処分の問題ですが、町の未利用町有地、こういうものを処分していこうということで、原則、一般公募というところで行っていくようになろうというふうに思っております。今年度一つ予定させていただいております。

それから、特別歳入として、いろいろな有料広告の導入について。これも広報やホームページでどうかというようなことで、今、いろいろ調整が行われておるといようなことでございまして、しっかり自主財源を確保していくように、一生懸命、町としても引き続いて取り組みを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） それでは、再質問させていただきます。

2点ほど質問いたします。まず一点目の行財政についての見直し、対応策について答弁いただきました。6月議会で5つのポイントについて、料金だとか、あるいは税の徴収だとか、いろいろやりますよという話はわかっております。しかし、私が真の意味でお尋ねしたのは、そういったことも必要ですが、大きなポイントとして長期ビジョンでどう財政を確保していくか、こういうことであります。

それで今、それに当たる内容として、阿多田島開発をどうするかということですが、阿多田島開発について私は2回ほど質問しております。ところが全く進展しないという状況で、こういったことをどう進めるのかというのをきちっと町長の構想として答えていただければありがたいと思っておりましたが、阿多田島開発も考えられるというふうな少し後ろ向き発言であろうと、こういうふうに思って残念でなりません。

そこで再質問といたしまして、冒頭で申しましたように北海道夕張市の破綻宣告の報道以後、多くの町民から「合併問題を含めて平生町の財政状態は大丈夫か」という懸念の声が多々あります。そこで6月議会の延長戦となりますが、平成17年3月29日付の総務事務次官通達に示された指針に沿って18年度を起点とした平成21年度までの年次ごとの財政状況が総合的に把握できるような情報を可能な限りわかりやすく数値で示し、歳入歳出の状況、さらには歳入不足となる場合はその対策を含めて、現状を改めて町民に公表することが求められているというふうに思います。そこで、広報「ひらお」の紙面上で、町民の不安に答えるためにもこうした情報を公

表していただきたいと思いますが、町長の考えをお尋ねいたします。

もう一点としまして、財源確保の件ですが、阿多田島開発ぐらいがまあまあという感じですが、町長の最初の発言の中に「地域の発展について住民主導ということが定着しつつある」という発言がありました。そこで、その件について少しお尋ねしたいと思います。これは、恐らく地域の力発揮事業、あるいは協働のまちづくりの話であろうと理解いたしております。現在、平生町では協働のまちづくりと称して町民からアイデアを募集して、50万円を上限にした補助金を出しておりますが、附属資料の中での行政改革についてという項目の中で「緊急行財政改革プログラムに基づき縮減方向での見直しを行ったが、反面、まちづくり基金の創設による事業の拡充や安全で安心なまちづくり条例に基づく取り組みなど、協働のまちづくりの醸成に向け積極的に展開した」さらに、地域の力発揮事業についてとして「住民と行政がともに知恵を出し合う協働のまちづくりを進め」と、こういうふうに書かれておりますが、私自身、大変この文章については疑問を感じております。まず、事業内容を見ますと、本来ならば町がやるべき事業内容ではないかと、こういうふうを考えております。極端な表現をすれば、町は補助金を出すだけで知恵と実質的な協力はしていないのが実情ではないかと、こういうふうに思っております。要するに、協働のまちづくりと、果たして公言できるのであるかと、私は今、町長がいろいろ言われたことについて理解できない。こういうことであります。町民のアイデアと善意に対して、結果的には無報酬で協力していただいている。極端に言えば、私はそういうふうに思えてなりません。こういうふうに見えますが、私が申しましたことについて反論がございましたら、どうかよろしく願いします。

協働のまちづくりは全国的に言われております。あるいは「まちおこし」と銘打って、将来に向かったの自主財源の掘り起こしを目指した施策が多くの自治体で実施されております。この件については、テレビ、あるいはインターネットのホームページ上で、成果もそろそろ出てきて増えております。よくなってきたというふうなことが報道されております。平生町の協働のまちづくりという内容を見ますと、草刈りや自治会内の公園の環境保護等々、附属資料にございますが、町民に計画書やプレゼンテーションまでさせて補助金を出すだけ。これが、本来国が求めている、あるいは町民が求めている協働のまちづくりと言えるのかよくわかりません。他の自治体とは発想の原点が違うのか、こういうふうに思っております。

私が、今回自主財源ということを上上げたのは、そういうこととは少し離れて、その逆の発想で、行政が主体となって早急に結果を出すことは無理であろうと思います。だから5年、10年の長いスパンで町独自の歳入を増やすことを目的とした綿密な計画をつくり、町民とともに知恵を絞り行動することがまちづくりの原点であろうと思います。これに関しては、国からの支援を仰ぎ一步一步前進することこそ、平生町の未来に向かったのまちづくり、こうしたことが

協働のまちづくりであろうと私は考えております。

国土交通省が「まちづくり支援」としていろんな名目で補助金を出しております。こうした政府の施策にも目をしっかり向けて、いま一度、平生町の将来を見据え、行政が率先して町の発展を目指し、歳入を増やす方向でまちおこしに向けたプロジェクトを立ち上げる。こうしたアクションこそ町長に求められているのではないかと思います。そこで、協働のまちづくりについての見解をお尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 2点、御質問をいただきました。

一つは、中長期的な財政見通しということについて報告してほしい。これは、全世帯にこの前、町の財政状況、とりわけ第四次行革大綱の基本的な考え方、こういうものも示させていただいております。例えば、来年度の交付税がどうなっていくのか。こういうことも、交付税対策、国の地方財政対策を見極めてでないと、なかなか変動的な要素を含んでおる状況の中ではっきりした見通しを持った中長期的な財政見通しというのは、これはどこもできない状況です。そうは言いながらも、いろいろ条件、前提条件を置きながら、厳しいながらもこのぐらいいくだろうということで見積もりながら先般もその数字を示させていただいて、これは前提条件がありますから、数字だけがひとり歩きをするということにならんようにしなければいけないというふうに思っておりますが、町が今日まで取り組んできた姿によって財政状況がどうなっておるのか。しっかりそれを踏まえて今後も財政状況を的確にらみながら財政運営をやっていきますよということは広報で示すことはできると思っておりますけれども、折に触れて、町の財政状況については広報でも触れさせていただいております。少なくとも将来見通し等については不確定な要素がありますから、そういうものを十分前提に踏まえながら、引き続いて厳しい財政状況の中で財政運営をやっていきますよというお話は幾らでもできるんじゃないかというふうに思っております。

それから、協働のまちづくり、特に地域の力発揮事業、これも今、住民の皆さんがそれぞれのアイデアを持ちながら、あるいは地域のそういった頑張ろう、自らが力を出し合ってやっという。こういうことで今、応募いただいてやっという。これは大事にしていかなければいけない。地域住民のそういう力、潜在力、こういうものをしっかり引き出していく町としての取り組み、こういうことが、やっぱり地域のお互いの連帯感にもつながっていくだろう。すべて行政がこれをやります。こういう補助金のメニューがあるからこれをやれば幾ら出しますよというやり方も一つの方法であろう。国にこういう事業がある、あるいはこういう事業がありますよ。だから、これをやれば何ぼ出しますよというのも一つの方法かもしれませんが、むしろ、住民の皆さんにそういったアイデアを出していただいて、地域の実情にあったいろんな活性化の取り組みを提案してやっていただくということでこの事業を始めたわけでありますから、後ろ向きにとらえれば

きりがないというふうに思っておりますし、そういう皆さんのやる気といいますか、こういうものが反映されていくような形が地域の活力につながるというふうに考えております。そのことが歳入につながっていくような活動を促せというようなことでございますから、どういう形でやれば歳入に貢献するのか、この辺は検討課題だろうと。御提言として受けとめさせていただきたいと思っております。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） 再質問させていただきます。

今の答弁聞いておまして、すっきりした答弁をいただけなかったというのが感想であります。今、協働のまちづくりということで反論がありましたが、それが悪い云々じゃないんです。要は、そういうこと以外の自主財源を求める大きなプロジェクトを考えたらどうかと。こういうことで最初から自主財源について長いスパンでと、こういうふうに申し上げておるわけです。具体的に、実際にプロジェクトを立てる気があるのかなのか、全く今の回答ではよくわかりません。

それはそれとしまして、情報公開の件ですが、この件についても長期見通しをはっきりできない。これは当然であります。だから、予定される数値、これは各市町村みんな計画書を出しているわけです、国に。そういったことで、きちっと町民にわかるように、これは現実とは違いますよ、想定してある数字ですよと断っておけば、別にどうってことはないんです。そのビジョンがなかったら、1年、2年、3年、4年先の計画をどう立てていくんですか。やっぱり、普通の一般企業の場合は5年、10年のスパンで計画を立てて企業を進めております。そういったことについても、行政も今後どうしていくかということが大事だと思います。そういうことで、あえて答弁は求めません。幾ら申し上げても同じような答弁が返ってくるということで、それはそれで終わりにします。

次に、2問目の質問に移ります。これは、町収入金の未収納対策についての質問であります。最近クローズアップされている税の未収納問題は、国民的関心事になっております。特に地方の新聞によりますと、九州・山口圏域における税の未収納額が増加しており、収納率が悪いのは国民健康保険税という指摘がされております。この地域におきましては、山口県東部地方税整理組合が岩国地区の合併に伴い解散となることで、町として税の未収納対策について昨年9月の定例議会で質問しておりますが、その時点での答弁では「体制の強化を18年度に向けて取り組みを整備し徴収体制を構築していきたい」というふうに発言されております。なお、計画性を持った具体的な答弁をそのときにいただけませんでしたので、一点目としまして、どのような徴収体制を構築されたのか、徴収体制の現状と収納率が改善されたのかお尋ねいたします。

二点目としまして、徴収体制として滞納者に対する検証と申しますか、督促状を送っても完納されない場合、自治体として滞納に至る経緯や財産調査を行っているか。さらに、そうした体制

が整備されているかお尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 徴収体制と収納体制の問題でございます。

体制の強化に向けて新たな徴収体制を構築したいということをお願いさせていただきました。現状についてでございますが、昨年から東部地方税整理組合が解散ということで、滞納整理業務を含めて対応していかなくちゃならないということで、徴収体制をできれば一元化ということを目指している協議を重ねてまいりました。協議を重ねる中で、一つは町税関係、法令に基づいて徴収していかなくちゃいけない関係と、利益に対する受益といえますか、それに対する対価としての使用料、こういったものがありまして、公金としての性格がおのずから異なるというようなこともありまして、当面は町税関係と使用料関係、それぞれ区分して徴収していこうと。こういう方向づけをいたしております、町税関係については、税務課において非常勤の特別職として税整理促進員を組織編成し、徴収体制の強化を図るということを目指しておりましたが、地方税法の取り扱いで町税業務は町税吏員、一般職の事務吏員でなくちゃならないということですので、本年度は現行の徴収嘱託員の執務時間、今まで週3日であったのを4日に変え、勤務時間も2倍にして柔軟に時間帯も対応していこうと担当職員も1名増し、2班で徴収体制ができるようにということで、担当職員の増員と徴収嘱託員の執務時間等の拡大ということで当面の体制整備をさせていただいております。今から現状を十分チェックしながら、さらに改革すべきところは改革していかなくちゃいけないし、これから総務系の機構改革も残っておりますから、それとあわせて徴収体制の確立、改革を目指していきたいというふうに考えております。

収納率についてでございますが、まだまだ目に見えて改善されてきておるといふ現状ではありませんけれども、滞納者についての現状は、それぞれ担当のところは臨戸訪問をやりながら、個別的に滞納者の状況、あるいはそこに至った経緯、低収入によるもの、あるいは生活困窮者、住居がもうない、そこにいない、死亡されたというようないろんなケースがありますので、そこら辺の状況を踏まえて、基本的には自主納税というものを前提にしながら催告を徹底してやっていこうというのが今年度の大きな取り組みです。今、催告を行っておりますが、再催告の準備を行っております。それでもということになれば再々催告ということになると思います。その辺は催告の徹底をしっかりとやりながら、一方では納税相談も進めていく。そういう中で、収入関係はいろんな状況で把握できますが、財産の問題については今まで財産調査というところまでは踏み込んでいないというのが現状でありますけれども、当然、差し押さえを前提にした財産調査ということも含めて考えていかなくちゃいけない。その前に、再催告ということで催告の徹底を図っていきたいというふうに考えているところであります。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（５番 山名 喬二君） 再質問をさせていただきます。

一部答弁にもありましたが、１７年度決算から、国民健康保険税は１億円を超える収入未済額となっておりまして、町税については６，８００万円を超えております。町全体の収入未済額は１億７，７００万円を少し超えております。全額不納欠損額とはならないまでも無視できない金額で、こうした税の不納欠損額は最終的には町民にはね返ってくることになりまして、さらには、一定の収納率に達しない場合はペナルティーとして地方交付税の減額や、国保については調整交付金の減額が課せられることになります。

厚生労働省は７月３１日付だと思っております、「国保における調整交付金の減額について」として市町村に通達を出していると思っております。それによりますと、今まで現年度分のみの収納率が基準で減額していたが、新たに導入する制度では「過年度分の収納率も含めてさらなる減額措置を取る方針である」というふうに報道されております。町の税制改革により、介護、医療費等、かなり町民の負担が増えております。特に高齢者にとっては厳しい現状で、社会情勢からみても、さらに収入未済額が増加することが懸念されます。町の財政状況からも財源確保が急務であります。目前の対策として徴収体制の強化、特に、悪質な滞納者には目に見える形で法的な措置を含めた厳正な態度を示すことが大事な要点であろうと思っております。

そこで、国民健康保険税に関して、１７年度の不納欠損額は１，５５２万３，６５３円というふうになっております。１６年度の不納欠損額は５６１万９，８４４円となっております。１６年度に比べて１７年度は２．８倍という驚くべき数字になっております。なぜ、１７年度の不納欠損額が急増したのかお尋ねいたします。この件については、決算審査意見書でも「不納欠損の処理基準に疑問」というふうに指摘されております。このこともつけ加えておきます。

議長（平岡 正一君） 洲山税務課長。

税務課長（洲山 和久君） 前年度に比べて１７年度の決算、不納欠損が多くなった理由でございます。１７年度決算における徴収権の消滅・時効といたしましては、１２年度以前の滞納分が対象となります。内容といたしましては、１２年度分の消滅・時効の不納欠損と一部納付等があり、時効の中断をしていた１１年度以前の滞納分について１７年度決算の消滅・時効に該当し、滞納分が多額となったためでございます。

前年度の国保の不納欠損より多くなった理由は、１２年度分につきましては、前年度の対象の１１年度分の不納欠損額よりも約２００万円多くなっていることと、１１年度以前で一部納付があり時効の中断をしていたが、消滅・時効に該当する金額も前年度より約８００万円前後多くなったということで、１７年度の不納欠損の報告が多くなった理由でございます。

以上です。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） 今の答弁に対して再質問します。

今、時効の年数は5年ということでありまして、12年ということをおっしゃって、実質的な12年での欠損不納額は200万円と、こういう答弁ですね。それで、800万円というのは12年以前のお金のことですね。これはどういうことなんですか。ルール上は5年で処理するとなっております。それが今まで処理されてこなくて、ここで800万円増えたと。でも、これでも1,000万円ぐらいと。少し数字が合わないところがあるんですが。

その辺について、再質問としてお願いします。

議長（平岡 正一君） 洲山税務課長。

税務課長（洲山 和久君） 不納欠損額、前年度の不納欠損額に多くなった。11年度分の不納欠損額よりも200万円多くなっているということにつきましては、11年度以前で一部納付がございましたので、11年度につきましては400万円の不納欠損でございますが、16年度が400万円でございます。そして、17年度が600万円ということで200万円の増ということでございます。それ以前の平成9年度、10年度、これにつきましては、平成16年度分につきましては90万円、そして17年度の不納欠損が、これが500万円、そして16年度の旧年分ですが、これが15万円、そして17年度の不納欠損が250万円ということで、合わせて800万円の増ということでございます。

以上です。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員、次にいってください。

議員（5番 山名 喬二君） もう少し聞きたかったんですが、再質問できないのであきらめます。

3問目の質問に移ります。3問目といたしまして、平生ファン倶楽部の現状と今後のあり方の質問であります。町のホームページに「平生ファン倶楽部は平生町出身者や平生町とゆかりのある町外、県外にお住まいの人々に会員になっていただき、ふるさと平生の情報を届け、会員の皆さんからも住んでおられる地域の情報や平生町への意見などいろいろいただき、まちづくりへ反映させる目的で設立した」と書かれております。また、「町として会員になられた方には、毎月、広報「ひらお」の送付や各種情報を届け、また、会員の皆さんからの各地の情報や平生町への御意見などをいただくなど交流している」とも書かれております。

発足当時は、たしか400名近い会員がいたと思いますが、17年度決算の附属資料で見ると265名となっております。6年間に約4割減少したという結果であります。この減少率から推測しますと、ファン倶楽部に魅力がないのではないかというふうに思われます。

そこで、次の5つについてお尋ねいたします。

一点目としまして、ファン倶楽部で広報「ひらお」の送付以外、どのような活動をされていた

か。

二点目として、これまで会員の方から平生町に対する意見、提言があったか。もしあれば、それはどんなものであったか。また、その意見、提言はまちづくりに生かされたか。

三点目として、会員減少の理由をどう考えているか。会そのものに魅力がないのではないか。私としたら、減少した理由であろうというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

四点目としまして、魅力ある会にするには、やはり、さまざまな情報提供やイベントを実施することが必要ではなからうか。この点についてお尋ねします。

五点目として、会員を増やす方策は現実的に検討されているか。もし検討されておれば、具体的にどのような検討がされているのか、その内容について。

以上、5点についてお尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） ここで、暫時休憩します。午後1時から再開いたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

ただいま、本日の会議録署名議員の福田洋明議員が退席されておりますので、会議録署名議員の追加指名を行いたいと思います。会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、吉國茂議員を指名いたします。

引き続き、一般質問を行います。山田町長。

町長（山田 健一君） 平生ファンクラブについて、5点にわたって御質問をいただきました。御指摘のように、ふるさと平生の輪を広げよう。こういうことで、このファンクラブにつきましては平成12年8月に344名で結成させていただきました。

18年3月31日現在で265名ということで、御指摘のように、ファンクラブの会員数が減少いたしておることも事実でございます。何とかふるさとの応援団として、ぜひ、ファンクラブが有効に活用できるように、さらに知恵を出しながら取り組んでいかなければいけないということで町としても検討を進めていこうという段階にあるわけでございます。御指摘をいただいておりますけれども、整理しながら、また、こういうことをやったらどうか、あるいはまた、こういうふうにしたらいけないかというようなアイデア含めて御提言いただければ、ぜひお願い申し上げたいというふうに思っております。

活動内容ということで、広報のほかということでございますが、県の広報誌、それから、特産品の情報、これは毎回ではありませんけれども、特産品の案内、先般の50周年で「平生町の歩み」をつくりましたが、そういったものについてのあっせん等についてもさせていただいてお

るということございまして、やりとり、情報提供のあり方についても、さっきホームページの話が出ておりましたけれども、去年から会員専用の電子掲示板を開設して情報交換できるように進めておりますけれども、より充実した活動内容ができるように検討してまいりたいというふう
に思っております。

それから、どういう意見や提言があったかということございまして。帰るたびに川が汚れてお
るが気になっちゃよとか、そういった環境面での御指摘。あるいはまた、町内に農地を残してお
るが荒廃が気になっておる。どういうふうにしたらいだろうかということで、草刈りのシル
バーさんを含めて業者を紹介してほしいとか。あるいはまた、皆さんから逆に、住んでおられる
ところの市の広報とか、こういうことをこちらではやっておりますよというのを、直接、私のと
ころや企画の方に送っていただいたり、そういう経緯がございます。参考にさせていただいてお
ります。

特に、全国に散在されておりました回天会の方々を再結集しようということで、ファン倶楽部
を通じていろんな情報のやりとりを通じて再結集が一昨年でございますけれども計られた。いろ
んな交流館での展示資料を含めて、資料の充実に向けて、大変御協力をいただいておりますとい
うふう
に考えております。これも一つの成果かなというふうには思っておりますが、引き続き、もっと
お互い、会員同士で情報がやりとりできるような形になってくればいいなというふうにも思っ
ております。

それから、減少しておるがその理由は、魅力が少ないんじゃないかということございまして。
確かに、魅力がたくさんあれば、もっと会員が増えるのかもしれませんが、まだ十分、その辺の
周知がされていない部分もあるんじゃないかと思っております。いろいろ次のステップを考え
ていくにしても、まず、組織の拡大、すそ野をどう広げていくかというのが、やっぱり一つの
大きな課題でありますから、事あるごとに、機会を通じてファン倶楽部のPRをやっていかな
ければいけないというふうには思っております。そのためには新たな情報提供、イベント等が
必要ではないかということございまして。この辺についても、いろんなイベントの創出、ど
ういうものが考えられるのか。あるいは、平生の持つておる資源、観光資源を含めて体験交
流がどういうふうな形でできるか。観光協会等とも連携を取りながら、観光ルートの設定も
含めて検討して行って、よりファン倶楽部の活動が充実していくような方向を目指して
いきたい。また、ただ単に、サービスの提供ということだけじゃなしに、町の施策を推
進していく上でもプラスになるような人脈のネットワークといいますが、そういうものが
でき上がっていくことを目指していきたいと思っております。

町として、もう一回リニューアルしていこうということで、いろいろ検討していこうではない
かという話をしておる状況でございます。最初に申し上げましたように、ぜひ、いろいろ御提

言等ありましたら、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） 再質問させていただきます。

今の答弁の中で、意見・提言というのでは、環境面とか業者の紹介、あるいは回天会、こういうのがありました。この程度の意見、提言なのかという感じはいたします。もうちょっとしっかりしたものがあるのかと。このぐらいの程度で、ファン倶楽部が本当に立ち上げて前へ行けるのか危惧されます。

そこで、ホームページですが、ホームページの掲示板が設けられております。当然、その掲示板にはIDとパスワードがなければ中へ入っていきません。会員の方を保護する意味で限定するのは当然だというのは理解できます。問題は、このファン倶楽部が個人のもではなく、平生町ファン倶楽部です。ということであれば、1年に一度ぐらいは、町民に対しても議会に対しても、ファン倶楽部の活動状況について報告があってもしかるべきじゃないかと、こういうふうを考えております。その点について、今後どうされるのか、再質問といたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 平生ファン倶楽部については、できるだけすそ野を広げて、より大きな組織を目指していくというのが基本です。ぜひ、これからも事あるごとに、町民の皆さんにもゆかりの方、本町出身者、全国にまだまだいらっしゃると思うんです。ぜひ、御協力をお願いできるように、我々も機会あるごとに呼びかけていきたいと思っております。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） もう一度、再質問させていただきます。

質問の5点については答弁いただきまして、いろいろ理解できましたが、現状の会員数も減少して265名という現状であります。会費を納めていただいているのはそのうち203名ということになっております。

平生町ファン倶楽部について、今後、町長はさらに進めていきたい。こういう意見、考えですが、私個人として、今までの経緯、その他を見ますと、この際、平生ファン倶楽部についての存廃と申しますか、そういったことについて、検討の必要があるんじゃないかと考えております。

以上で質問を終わります。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 存廃の考え方で議論をするつもりはありません。ファン倶楽部をぜひ有効に生かしていきたい。もっと町民全体にすそ野を広げて機能していくように、平生を関係者の力も借りて、これからも有効なファン倶楽部になっていくようにやっていきたいという一心であります。

.....
議長（平岡 正一君） 瀧上正博議員。

議員（2番 瀧上 正博君） では、通告書に従って質問させていただきます。

まず始めの質問として、周東総合病院の小児科廃止についてでございます。今、全国的に少子化問題が叫ばれ、その対策が検討されている中で、小児科、産婦人科医師の減少がクローズアップされてきております。これが端的にあらわれたのが、今回の周東病院の小児科廃止だと考えております。

最近になり、柳井市をはじめ平生町、田布施町、周防大島町の若いお母さん方から、周東病院の小児科が廃止されるとの報道に対して、子育てはどうしたらいいのか。また、休日、夜間に病気になったらどう対応したらいいのかという動揺が広がり、大きな問題となってきております。これは、今年の5月に山大の医学部が来春から医師不足のために周東病院への小児科医師の派遣を打ち切るという方針を決めてからです。新聞報道によりますと、周東病院小児科への休日や夜間外来は、月にして240人前後で、そのうち20人前後が入院しております。2005年度の小児科の入院患者数は527名、地域別では柳井市が205名、田布施町111名、平生町84名、周防大島町50人となっております。

県内8カ所の保健医療圏のうち、入院できる小児科が存廃の危機にあるのは柳井圏だけです。病院側は全国的に不足している小児科医師の確保は難しいという考えのもとに、県内の3医師会と3市町に対して協力を要請し、8月9日に周東夜間診療所応援具体化のための作業部会を設立しております。病院側は「診療所を病院の検診センター内に開設し、平日の午後7時から10時まで、開業している内科か外科の医師1人が駐在し、入院が必要な患者は病院の当直医が対応する」として、「各医師会の合意があれば、年内にも始めたい」と、こういう提案をしております。診療所の体制づくりができれば、病院勤務の医師の負担が減り、ひいては小児科医師の公務もしやすくなるのではないかと、こういうねらいもあるようです。

また、病院側は「住民の安心のため、小児科をぜひ存続させたい」と、このようにも言っております。さらにこの作業部会は、医療を地域で支える仕組みづくりとの認識もあるようでございます。全国的に少子化問題が最重要課題として検討されている中、本当に少子化対策を口にするなら安心して子育てができる対策が早急に必要だと私は考えております。総合病院と開業医が連携を深める。これは当然のことです。行政は側面から支援する。これもまた当然のことではないでしょうか。このことが、住民が求めている最大の課題だと私は思っております。

当町として、周東総合病院の支援体制はどのようになっているかお伺いいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 周東病院小児科の廃止問題について、大変大きな課題となっております。

議員御指摘のように、これからの地域医療を考えたとき、あるいはまた、少子化時代にあって、小児科の存在というのは非常に大きな役割、使命を担っていかなければいけないところであります。

いろいろテレビ等でも、離島や山間部で医師が足りないということがよく報道されておりますけれども、本当に日本全国どこでも安心して医療が受けられるような体制というのをしっかり目指して、地域から目指していかなければいけないという考え方は共通した認識だというふうに思っております。

問題は、山大の方から、来年1名医師が退職される。その後、派遣ができないという理由で引き上げる通知があったわけですが、周東病院を中心に、山大あるいは関係医師会等含めて協議が行われておりまして、8月9日に協議会、これは1市4町ですか、大島、上関、田布施、平生、それぞれの医師会、あるいは県も一緒に作業部会で協議をしようということになっておりまして、一つの案として、平日の午後7時から10時まで開業医が周東病院内で診察をしよう。運営費等については、行政の支援が当然必要になってくるということら辺が、行政側にとってもこれからの課題だというふうに思っておりますが、9月中に各医師会員にこの案を諮っていきたいというようなこともおっしゃっておるようでございます。

もちろん、地域医療を堅持していくために、町としても大学や病院との交渉、医師会の皆さんとの協議ということもございしますが、町としても連携を密にしながら、側面からしっかり行政も支えていけという御指摘でございます。財政支援も含めて視野に入れながら協議していかなければいけない。しっかり努力もしていかなければいけないだろうというふうに、現時点では考えておるところであります。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） では、再質問させていただきます。

子供の病気やけがですね、これは親にとって一番心配なことです。いつでもかかれる小児科、病院が近くにあれば非常に安心なんです。今回、作業部会を発足させ、診療所を開設させようとしていますが、これは、あくまで平常の状態になるまでのつなぎだと私は思っております。正常な医療機関にするための議論はどのようにされているか。これを一点、もしあればお伺いしたいと思います。

それともう一点、県内の小児科医を調べてみますと、1992年、429名いた小児科医は、2002年では160名、このように激減しております。県は、医師不足で地域医療圏確保の危機を最重要課題としております。こういう関係で、県の対応はあったのかどうか。もしあれば、その内容をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今の状況の中で考えられる状況というのは、一つは勤務医の過酷な労働

状況といいますが、人数もだんだん減ってきておる中で、夜間含めて大変な労働条件のもとに置かれておるとい現状が一つある。あるいはまた、どうしても周東病院へ患者が集中しやすい、こういう傾向。周東病院の方に聞いてみると、軽度の患者含めて一次のところ二次救急的なところに来たりと、患者が押しかけてくるというような状況が一方であって、勤務医の方も大変だと。あわせて、県の方も医師の確保に向けて、将来をにらみながら、引き続き山口で、ふるさとで勤務してもらえるような方向づけをつくっていかうというような取り組みもされておるといふに聞いておりますけれども、患者サイドというか保護者といいますが、我々の方も小児科に電話相談したり、いろんな機能がありますから、そういうものも活用して、できるだけ勤務医の負担を軽くするよう協力できる部分は我々住民といいますが、お互いにしていって、医師の方々に安心して勤務してもらえるような状況をつくり出していく努力というのが、我々にも求められているのかなという気がいたしております。

いずれにしても、これは一つの市、町、あるいは一つの病院ということだけで対応できるような状況にはありません。県を含めて研修医の派遣制度の問題もひっかかっているわけでありますから、こういった制度のあり方を含めて検討してもらわなきゃいけない部分もあります。ただ、そればかり言っていたんではいけませんから、我々とすれば、この地域でできることはしっかりやって、地域医療の確保という努力をしていきたいというふうに考えております。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 一点、県との対応ということを質問させていただいたんですが、その辺はなかったわけですか。（発言する者あり）対応はどうなっているのかということをお聞きして。

議長（平岡 正一君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 県との対応でどのようなことがあったかということでございますけれども、8月9日の協議会においても県の方の出席がありまして、県の方からもアドバイスのことも伺っております。

周東病院の院長も県の行政の方にも足を運ばれまして、今後の周東病院の小児科のあり方についてどうしたらいいかというアドバイスも聞いておられます。その辺、連携されているというふうに聞いております。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 質問回数が過ぎましたので、次の質問をさせていただきます。

次は、小中学校の耐震対策についてです。国の方針に基づき、学校の耐震診断は平成15年度から始まり、当町では昭和56年以前の建物、中学校では全校舎、平生小学校では体育館を除く校舎、佐賀小では一部の校舎で16年度に一次診断が終了しております。一次診断の結果は、基

準値の0.9に対して全校舎で基準値を下回っているとの報告を受けております。この耐震診断結果を受けて、18年度内に耐震化推進計画を策定し、早急に耐震化にかかわる事業を行う必要があると県の方針として出されております。

また、国が平成18年4月24日に公表した「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画」というのがあります。この中の「交付金の交付に関する基本事項」として、「提出された市町村施設整備計画の中で優先順位の高い計画から順に交付金を交付する。特に最大の課題である公立の義務教育諸学校等施設の耐震化を推進する計画に重点的に配分し、また、その中でも耐震化の進捗状況を勘案し、緊急度及び必要性の高い計画から優先して交付金を交付する」となっております。このことから、今後、交付金制度の事業採択に当たっては、各市町村から提出された市町村施設整備計画における耐震化率の向上に向けた積極的な取り組み状況が大きく勘案されると、こういうふうになっております。

当町の耐震化推進計画はどのようになっているか。このことをお伺いしたいと思います。

議長（平岡 正一君） 合頭教育長。

教育長（合頭 興亞君） 本町の「耐震化推進計画」についての御質問でございます。

議員さん御指摘のように、本町の校舎、昭和56年以前に建設された校舎におきましては、すべてが基準値を下回っているという状況でございます。そういうようなところで、昨年来より今後の方策等につきまして内部検討してまいりました。教育委員会の中で、そして、昨年10月に総務課、建設課、そして教育委員会で検討委員会を立ち上げて検討しました。そのときに、本町独自に18年度において、平生小学校においてはコンクリート圧縮強度試験を実施するということを決定しました。御承知のように6月に実施され、先般、その結果について全員協議会、委員会等で報告させていただいたところでございます。

今年1月、国の方で改正「耐震改修促進法」が施行されました。それによりまして、特に学校施設につきましては強力に耐震化を促進することとされ、県を通じて県内市町に対して早急に耐震化の工事に着手するよう要請があったところでございます。そういうことから、これから本町の耐震化をどのように推進していくのかということにつきまして、今年度中に「耐震化推進計画」を策定するようになっております。なっておりますというより策定しなければいけないというように思っております。この計画を策定する中で、本町の中での耐震化優先順位、耐震化の方法、あるいは費用や財源の検討をしていくこととなります。現在まで検討委員会を3度開いておりますけれども、現段階で、今後の方針を詳しく申し上げることはできませんが、現在考えていることは、コンクリート圧縮強度試験の結果と災害時の地域住民の避難場所となる体育館の耐震化が必要なことから、まず、平生中が一番になるのではないかと考えております。

もう一つ、「耐震改修促進法」では今後10年間で耐震化率90%を目指すという目標設定が

ございます。その中で、財政負担をかんがみ、軽減する必要等を考えれば、例えば、1年間に1棟ずつやっていくとか、そういう計画を今から立てていかなきゃいけないんじゃないかと考えております。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 今の答弁にはなかったんですが、改修する、建替えもあります、補強もある。いろいろな改修方法があると思いますが、その方法についてはどういう考えを持っておられるか、お願いいたします。

議長（平岡 正一君） 合頭教育長。

教育長（合頭 興亞君） この「耐震改修促進法」をクリアできるのは、補強で一応できるわけでございます。補強でできるわけですが、財政の状況等も見ながら、せっかく補強しても、また校舎の全面改修とか 全体をやり直すというんですかね、そういう全面改修とか、そういうものになってはいけませんので、建替えも含めたものも視野に入れながら、2案、3案とつくっていく必要があるんじゃないかと考えております。補強だけではなしに、ほかのことも視野に入れながら、広い目でみて考えていきたいと思っております。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 今、日本列島は地震の活動期と言われております。危険な校舎で児童生徒を学ばせることは、あってはいけないと考えています。学校施設の安全確保は行政の責任だと思っております。

もう一点、町内の小中学校のすべてが避難所となっております。町民の安心・安全を確保するためにも、早急な対策、これを実施していただきたい。要望として終わります。

.....

議長（平岡 正一君） 藤村政嗣議員。

議員（3番 藤村 政嗣君） それでは、通告をしております幼保一元化についてと、災害時の要援護者のリスト整備について質問いたします。

文部科学省は厚生労働省と、保育園と幼稚園の機能をあわせ持った新施設「こども園」を認定するための指針を策定しております。これは8月4日の官報で告示されておりますけれども、この施設「こども園」について町として取り組む考えがあるのかどうか、まず第一点、お伺いしたいと思えます。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） こども園、幼保一元化といいますが、厚生労働省と文部科学省で、幼稚園と保育園のいいところといいますが、それぞれを生かしながら新しい仕組みで子供たちの保育を考えられないかというようなことで報道されているところでございます。

これは10月1日から法律が施行されるということになりまして、この法律に基づいて認定していくために、県がその基準を条例で今から定めていきます。今のところ、県が条例で定めるとすれば12月以降になるというような県の動向でございまして、それを踏まえて、来年度の状況といえますか、そういうことを考えていかなければいけないというふうに思っておりますが、当面、保育園のあり方等については、今までもあり方検討会というのを設置して、14年度からは大野保育園を廃止し 廃園して曾根保育園を民営化したという経緯がございます。当時、平成12年当時ですが、公立保育園の入所率が67%でございました。最近は入所児童の低年齢化もありまして、平成18年9月現在、園児数が278名、公立保育園の入所率が91%、以前67%であったのが今は91%、つばさの方は115%ということで、ほぼ定員に達しているわけでございます。認定こども園ということで、定員割れががとあれば、いわゆる保育所型というようなことでできるんだろーと思っておりますが、今、ほぼ定員に近い状況があるわけですから、すぐ急いでという状況には今日ないのではないかと。

いずれにしても、保育園のあり方検討会というのを設置しておりますし、第四次行革大綱の中でもこの辺を検討していくということになっておりますから、今後は、そういった園児数の動向、地域の方々の声も聞きながら、こども園のあり方含めて検討していくことになろうと思っております。

議長（平岡 正一君） 藤村政嗣議員。

議員（3番 藤村 政嗣君） 趣旨としまして「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律は、幼稚園及び保育所等のうち就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を備える施設を認定こども園として認定する仕組みを設けるものである」というような趣旨が8月4日の官報で出ておりますけれども、これは、保育園のいいところ幼稚園のいいところが凝縮されたこども園の設置ということであろうと思っておりますので、ひとつ、保育所のあり方検討会ですか、この中で、こういう新しい施設をどうするかということについて検討していただきたいというふうに思います。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） さきほども、保育園のあり方検討会の中でこうした問題についても検討していきたいということを申し上げたところでございます。

議長（平岡 正一君） 藤村政嗣議員。

議員（3番 藤村 政嗣君） それでは、次の災害時の要援護者に対するリスト整備でございまして、これは全国的に難しい問題になっておるようでございます。しかし、そうはいいいながらも、新潟豪雨とか、災害で多くの高齢者が被災したことを教訓に国が昨年の春から各自治体に求めている「災害時の要援護者のリストづくり」が叫ばれておりますけれども、個人情報保護条例です

か、こういうものがネックになって進んでおらないという実情があるかと思います。

本町につきましても、ひとり暮らしのお年寄りや要援護者の避難支援プラン、こういうものがどようになっておるのか、まず、お伺いしたいと思います。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 災害時の要援護者リスト整備について御質問をいただいたところでございます。最近の自然災害の多発、それに対して災害時の要援護者対策をどうしていくのかが一つ大きなテーマになっておるわけでありまして、いろんな災害を通じて課題が浮き彫りになってきております。

国が去年の春から災害時要援護者リストをつくれということで、県においても昨年7月にマニュアル策定に向けてのガイドラインとか指針 「災害時要援護者支援マニュアル策定ガイドライン」、あるいは「避難勧告等発令・伝達体制の整備に係る基本指針」、3つ目には「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」 こういうものを県としてもつくって、それに基づいて、市町に対してそれを参考につくるように指示されておる状況でございます。

町としては、今までも地域防災計画にのっとり、必要最小限の被害にとどめるために取り組みを進めてきたところでありますが、この3つのマニュアルと申しますが、1つは「災害時要援護者支援マニュアル」。もう一つは「避難勧告等の判断基準マニュアル」。3つ目は「避難所運営マニュアル」の3つを策定していかなければいけない状況で、この前から国民保護計画の策定を進めておりますが、10月には第2回目の協議会をやって、何とか承認していただく段階に今日来ている段階であります。災害関係の3つのマニュアルについては「災害時要援護者支援マニュアル」を除いた後の2つについては、ほぼ素案がまとまっている段階でございます。要援護者支援が一つのポイントになっておるんですが、ここら辺については、民生児童委員の皆さんにも6月に研修会を開催して、災害時に生かしていけるようなことについていろいろ説明させていただいておりますし、防災気象懇談会も先般開催し、自主防災組織、民生児童委員、消防団の方々を対象に、下関气象台からいろいろ御教示いただいて、気象情報等についての考え方、見方を勉強したところであります。

そういったところで、御指摘のありました災害時要援護者リストづくりについて、総務、健康福祉、ここらが一体になって取り組みを進めさせていただいておる状況でございます。御指摘のように、個人情報保護との兼ね合いで整理しなければならないところがあります。情報をどう共有していけば有効に災害時の要援護者体制が取れるかということについても、十分協議しながら取り組みを進めていきたいと考えております。

議長（平岡 正一君） 藤村政嗣議員。

議員（3番 藤村 政嗣君） 情報の支援者リストができて活用方法が問題だと思うんです。

どういふふうに伝達するか難しい問題ですが、もしできた場合、活用方法をどのようにされるか、どのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） リストができれば、当然、現実にそれが救助や救援に生かされるように、関係者、児童民生委員の皆さんや自主防災組織、あるいは消防団と連携が取れるような図上訓練と申しますか、場合によっては実地訓練等も含めて活用して生かしていくことも考えていかなければいけないのではないかと考えております。

議長（平岡 正一君） ここで、暫時休憩します。2時5分から再開いたします。

午後1時47分休憩

午後2時05分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） それでは、通告に従いまして質問いたします。

社会の情勢が急速に変化していく中、教育においても学校週5日制や教育課程の弾力化、大綱化がうたわれた新学習指導要領の実施など、大きく変わろうとしています。こうした流れの中、山口県教育委員会も山口教育ビジョンの重点プロジェクト推進計画に基づき、本県の実情を踏まえた教育改革の推進に努めているところです。

学校評価については、昭和26年文部省試案の「中学校、高等学校 学校評価の基準と手引（試案）」により導入され、半世紀に及んでいます。ここに来て、なぜ学校評価がクローズアップされてきたかといいますと、教育改革の流れに沿って各学校の特色ある教育活動が保障されるようになったことで、教育課程の編成や実施だけでなく、学校経営のあり方と相まって、学校の自己点検、自己評価が特色ある学校づくりの裏づけとして重要な要素となったからだと言われております。

このような状況の中、平成14年3月に幼稚園、小学校、中学校、高等学校の設置基準に学校の自己評価及び情報の積極的な提供に関する規定が設けられ、学校が自己評価を実施してその結果を公表し改善を図っていくこととされました。そこで、本町における学校評価への取り組みについてお尋ねいたします。

まず、平生町における学校評価を実施することについて、目的や必要性など基本的な考え方や、幼稚園、小学校、中学校の取り組み状況についてお聞かせください。

以上の2点、お願いいたします。

議長（平岡 正一君） 合頭教育長。

教育長（合頭 興亞君） 細田議員さんから学校評価についてお尋ねでございます。

このことについて御答弁させていただく前に、さきほどちょっと触れられましたけども、なぜ今、学校評価なのかというようなことを自分なりに4点ほど考えてみたいと思います。1点目は、国の構造改革に伴っての大きな教育改革の推進ということが挙げられると思います。それから2点目に、学校の特殊性と申しますか、いわゆる将来ある子供たちの個人情報がいっぱいあるとか、短い時間ですぐ効果があらわれてこないとか、そういうような学校教育の特殊性から、ややもすると、結局学校は閉鎖的である、説明責任がある面で果たされていないというような思いもあったのではなかろうか。それから3点目に、より教育効果を上げるために、地域、学校、家庭これは昔から連携ということを言われておりますけども、具体的にどうするかというような点で関連が難しかったという面がありはしなかったか。それから4点目に、現在の学校教育のいろんな問題点、例えば、不登校生徒、いじめ、学校内事故の多発、教職員の不祥事問題、こういうようなものが非常に大きな社会問題になっているというようなこと。これらを踏まえた上で学校評価をしなければいけない時代に入ってきたと、こういうふうに思っております。

平成18年3月に文部科学省のガイドラインが策定され、それに沿って説明しますと、大きく3点挙げられると思います。これは、さきほどの4点とやや関連があると思いますが「教育活動あるいは学校運営に目標を設定し、それを評価、検証し、組織的、継続的に改善していく」のが1つの目的である。もう一点は「自己評価、外部評価の結果公表等により、地域、保護者、行政の理解、参画を得て信頼される学校づくりを目指す」べきものである。それから3点目が「評価と行政支援 私ども教育委員会としての支援、町当局の支援 措置を講じて、教育の質の向上を図る」のが目的である。この3点を大きな目的にしております。見やすくいえば、子供たちのために大人、地域、家庭、学校、そして行政がどういうふうに具体的に協力、連携していけるかというふうにとらえております。

次に必要性でございますが、これは当然、目的と一致するわけでございます。まずは、開かれた学校にするべきである。する必要がある。これは後ほど申し上げますが、外部評価ということを通じながら開かれた学校にするべきである。保護者、地域に情報をいろんな形で公表することで信頼を得て、協力、支援対策をしていく。そういうことから、教育効果を上げていく。それからもう一点は、教育の質を上げる必要がある。今まで自己評価というのを何十年も前からやっておりますけれども、それも含めて、毎日、あるいは中・長期の教育活動、学校運営、教育課程を点検・評価することによって、教職員、教育行政がその反省を含めて改善したものを次のステップにつなげていく、そういう必要がある。それらを総括するならば、子供たち一人一人が可能性を伸ばしてすこやかな成長を図る必要があるからやるのであるというふうに私は必要性をとらえております。

それから2点目の御質問ですが、現在の取り組み状況でございます。「自己評価」、「外部評価」というふうに、2つに分けたいと思います。自己評価においては、幼、小、中ともに形は違えど、いろんな形で評価しております。中には評価表、点検表をつくって、その中で教職員全体の評価を取り入れながら、次年度、あるいは次学期の改善につなげていく。それから外部評価でございますが、御指摘のように、外部に公表し外部の人に評価してもらうというシステムづくり等もあると思うんですが、今のところ小中学校におきましては、外部アンケート的に保護者、地域の人、児童生徒、生徒、これは中学校でございます、生徒にアンケートをして、その結果を教職員が反省し改善していくという方法をとっております。外部の人に入っていただく、アンケート結果を学校評議員さん、PTAの役員さんに評価を公表していくという学校もありますし、また、ホームページに公示している学校もございます。今後、教育委員会としましても教育をめぐる状況が変化しましたので、学校にも評価、公開が非常に強く求められているのは認識しております。子供たちのため、地域の皆様方の力も借りながら家庭とともに学校教育、我々もそれに入っていきような形のものをつくっていき、より教育効果を上げていく所存でございます。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 今、教育長のお答えの中に、子供たちのための連携をどうするか。開かれた学校にする必要があり、教育の質を上げるため、すこやかな子供たちをつくるために学校評価がある。もちろん、子供たちのために学校評価を使うのが大前提なんですけれども、今回、アンケートをとっておられます。小学校、中学校。小学校の場合は、さきほどおっしゃったようにホームページにある程度は載っております。外部評価についてだけです。アンケートの設問の仕方もあるんじゃないかなと思うんですけど、課題が浮き彫りになるようなアンケートだったか。それから、アンケートの設問によっては職員と保護者の視点のギャップみたいなものが浮き彫りになるようなアンケートのとり方もあります。アンケートの取り方は、もう一工夫いるんじゃないかという気はするんですけど、アンケートをとられたことによってどうこれから活用されるか。小学校については「結果と考察」というふうにまとめてあるんですけど、この中で、アンケートによって得られた問題点、課題、それを今後どう生かされるか。それから、小学校、中学校は外部評価をしております。幼稚園はしてありません。幼稚園についてはどういうふうにするか。子供の年が小さくなればなるほど保護者の方の思いも大きゅうございますので、そのあたりのことをお願いいたします。

議長（平岡 正一君） 合頭教育長。

教育長（合頭 興亞君） 基本的には、評価の内容等々は校長主導で今までやってきたわけでございますが、今からは、外部評価という話が出てきましたけども、評価内容も外部の人が入り込

んでやる評価に評価内容を組み込んでいくことが必要じゃないかと思います。アンケート一つにしても、学校の方のずれと保護者の方のずれがないように外部の人も含めたあれが今からは必要になってくると思います。

それから、幼稚園におきまして、今年、発表会等がありまして非常にあれでございますが、来年度はやる方向で考えているようでございます。そういうことで、開かれた学校、あるいは園づくりに学校評価がいい方向に行くように努力しなきゃいけないと考えております。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 今、教育長はとても大事なことを言われたと思うんです。アンケートの中の調査項目にしる、そこからPTA及び地域の人、その他の方に参画していただく。それがまた学校評価が上がっていく。そういったものにもつながっていくと思います。

平生小学校は、例えば、この夏休みに地域の人、それから先生とPTAと児童で「ヤッチャレよさこいバージョン」を一緒にやったり、佐賀小学校でしたら立派なランチルームがあり、地域の人と一緒にあった運動会があり、中学校においては体験学習の素晴らしいものを持っている。そういったものをどう発信していくか。そういう情報含めてどう発信していくかという問題もあると思います。平生小のホームページもそういったものも考えてやっていけるといいでしょうし、そうすることによって地域の理解が得られ、協力体制がとられてくると思います。子供たちが楽しく誇りを持って通える学校。親が、地域が応援したくなる学校。また、応援できる仕組みを持っている学校。あと、とても大事なことなんですけど、学校関係者が主体的に動ける学校。最近では調査事項がすごく多くて、それに追われて本業がおろそかになるという話も聞きます。例えば、学校評価にしても、どうしてもやらないといけない問題でもない聞いておりますので、取捨選択をどういうふうにしていくかという教育委員会の指導もあるでしょうから、そういった点。教職員のオーバーワークにならないように、どこに視点を持っていくかというところのぶれが起こらないように、しっかりそのあたりのことも煮詰めていただきながら学校づくりに邁進していただけることを希望して、1つ目の質問を終わりたいと思います。

次に、若者対象の事業についての質問をいたします。

平生町は、第三次総合計画のもとに「未来をひらき人も町もいきいき輝く平生」の実現を目指した事業に取り組んでおります。さきほどから話がございました地域の力発揮事業もその目玉の一つですけれど、私といたしましては「若者の力発揮事業」はどうなっているのか気にかかるところです。まず、若者対象事業の現状についてお尋ねいたします。

また、町を活性化するには「若者、ばか者、よそ者」がキーパーソンだと言われております。その若者の存在があまり感じられていないのが現状です。仮に、若者を18歳から30代39歳ぐらいまでですとすると、町内に約2,000五、六百人、人口の20%足らずとな

るようです。決して少ない人数ではございません。若者にスポットが当たり、自分たちが町から大切にされていると実感できるような今後の取り組みの考え方はないかもお尋ねいたします。さきほどから、まつりの話とかイベントの話とかもございましたけれど、そのあたりを使っただけのも一つの手ではないかと思うんですけれど、その2つの点をお願いいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 若者対象の事業についてということで、若者に対する事業としてどうしているか。若者の応援事業についてどう考えているかということでございます。ありましたように、18歳から40歳前、39歳ですか、約3,200人程度というふうにつかんでおりますけれども、結構な人数になるわけでございまして、若者たちのパワー、エネルギー、こういうものがまちづくりに不可欠であるというのは、もう言うまでもないわけでありまして、若い人たちが安心して暮らしていける雇用の場、あるいは環境の整備、こういうものは我々としてバックアップしていく使命があると思っています。

今現在、町としては、例えば、勤労者福祉対策の一環として勤労青少年ホーム事業が利用促進と申しますが、こういうものを図っておるといふこと。あるいは、企業誘致等もこれからの大きな課題で、若者が定着していけるように若者定住促進住宅を整備しておりますけれども、安心して暮らしていける環境整備というのは大事な視点だといふふうに思っておりますし、彼らが安心して医療環境、子育てができるような保育のサービス、育児環境の整備と申しますが、こういうことも一つの大きな課題だし、今、ファミリーサポートセンターなどの育児環境の整備に努めているという状況でございます。

商工会の青年部、特に農業、漁業については、なかなか青年部という状況が目に見えた活動という格好にはなりませんけれども、商工会の青年部は十七夜まつり等を通じて若者が中心になって実行委員会等も持ってやっておられますので、これをしっかり支援をしていこう。あるいは、従来、しぶき太鼓がございましたけれども、最近「ヤッチャレよさこい踊り」といふことで、これもひとついい、若い人たちを含めて世代を超えて取り組んでいただいておりますことではないかと思っております。

そして何よりも地域の力というものを、若者が中心になって「地域の力発揮事業」、これが担っていけるような誘導策というものも考えていかなければいけないと思っております。ぜひ、若者のそういう主体的な取り組みについてはしっかり応援していきたいと考えておりますので、そういう観点から、若者がやりがい、生きがい、この地域で本当に暮らしてよかったと言えるような環境整備を、これから我々も取り組みを進めていきたいといふふうに考えております。

それから、今、いろんな取り組み、県事業として「若者の出会いの応援事業」とか、もちろんニート、フリーター対策もあるわけですが、青少年が自立していけるような支援というようにこ

ともやっておりますし、Uターン、Iターン、Jターン、この辺、ハローワークとの連携もございますので、県とも連携しながら、この辺の事業については取り組みを NPO等の活動もございませぬけれども やって、情報提供体制も整えていきたいと考えております。

これといって目玉になるような取り組みというのはございませぬけれども、価値観が多様化しておる中で、若い人たちのニーズにこたえていけるよう、一つ一つ条件整備と環境整備をこれからも心がけていかなければいけないと思っております。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 今、いろいろ答えていただきました。若者やその親に「平生町に何を望む」と聞くと、まず開口一番「働き場所」。さっきおっしゃった、阿多田島開発など企業誘致も、より一層の努力をお願いしたいところですけど、今からすぐ取り組むことができるものの中に、さきほど県の支援とか連携とかおっしゃっていました。ハローワークもそうなんですけれど、若者の就職を考えると、県の若者就職支援センターの利用も考えられます。これは小郡の方にございますので、個人が行くにはちょっと遠ゆうございます。そこが出前講座をしてくれますので、例えば、今回もセミナーを県の中央の方でやっておりますけれど、若者を取り巻く雇用環境からフリーター、ニートの実態、会社が求める人材、そして最新企業情報まで これは親を対象にやっているんですけど 親子対象で、平生町だけではなかなか人数的なものもあるでしょうから広域で取り組む、そういったことも考えられるのではないかと思います。センターにはキャリアカウンセラーもいらっしやいまして、ジョブカフェといいますが、とても立派できれいな建物が建っておりますし、幾らでも出前にいきますという返事もいただいております。先日、ちょっと様子を見に行ってきたんですけど、そういった中で感じたことです。

あと、今の答えの中には成人式の話はなかったんですけど、成人式の式典後の「若者の集い事業」、これは、さきほどおっしゃったような青少年ホームの事業の中に一緒に入っているようなんですけれど、若者の運営で一工夫しながらやっていらっしやるのは知ってはいるんですけど、今年の成人式の集いでは恩師の出席がございませぬでした。中学校3年のときの先生に出てくださいませぬかという問いかけをしているようなんですけれど、例えば、これを小学校から中学校までの教師全部ひっくるめた中で「あなたが成人式に会いたい先生、集いのときに来てくださったらうれしいと思う先生はいませぬか」というようなアンケートとか、ちょっと一言みんなにメッセージ、例えば「行けない人にでもメッセージはありませぬか」とか、「どういった集いにしたら行きたくなると思いますか」というようなのを、往復はがきでぱっととられるという手もあるんです。往復はがきぐらいでしたらそれこそ2万円もかかりはしませぬから。そういった大した費用はかからないけれど、自分たちの意見を聴いてもらっているというそういった意義は十分あると思います。金額に対して十分な効果はあると私は考えます。

さきほどの若者の出会いの応援事業は県が独身男女を応援する事業で、少子化対策の新たな取り組みとしておりますけれど、これに55の応募があったそうです。上限50万円までを出してくれるという事業だったんですけれど、あまり応募がないかと思ったら55もあった。今の若い人たち、例えば、そういった事業をしてみんな参加したくなるのだろうかという不安がございましたから、ちょっと調べてみました。群れて遊ぶことが苦手で嫌いなのかと思っていたら、あに図らんや、出会いの場でも、ちょっとだれかに後押しをしてほしいという実態もかいま見えました。一過性のイベントとして50万円を出すというのはとんでもない話ですけれど、これを継続性のある活動に誘導するということもできます。例えば、さっきの「ヤッチャレよさこい群団」、これは最初に平生町がつくってある程度まとめて、それを群団という組織にして住民の皆さんに投げられました。今、そこはちゃんと自分たちの自主的な活動で方々のまつりに行って盛り上げています。ひらお十七夜の時もしかり、盆踊りの時もしかり、群団がかなり活躍しています。そういった方向で、若い人たちの活動、なかなかいるんなどところとつながっていくというのがちょっと苦手なところがあるんです。例えば、さきほどの商工会青年部と青少年ホームの利用者協議会のメンバーとをドッキングして、こういう事業を起こしたらどうかというような形で誘導していくと結構いいものができる。というのが、今回、県の事業に応募しようと思っているんな方に投げかけたときに「ああ、これは実行できる」という感触を得ましたので今言っているところです。そういったように、財政的に難しい中でもお金をかける必要はない、心をかける、手をかける、暇をかける。そのあたりを私は望みたいと思います。

それから、さきほど佐賀の若者定住住宅の件もありましたけれど、うまく結婚まで若者出会い事業があってできると、今度は住むところがあるんですね。平生町内に住みたいと言われても、なかなかいい物件がない。ホームタウン平生ができたときに、新しくきれいですからあれに入りたいと言われていたカップルがあるんですけれど、残念ながら、前年度の所得ですから2人とも働いていたので所得制限に引っかかって手が挙げられなかったような状況。そういったものをつくられるときに若者枠をつくっていただけたら いろんな要件があってそれができるかできないかは私もわからないんですけれど 町営住宅に、一部若者の枠をつくっていただくというのもいいんじゃないか。民間のアパートに若者に対して1万円とか2万円助成するよりは、よっぽど周りによく見え、効果がある事業じゃないかと思います。ちょっと今、思いつくのをだらだらと挙げてみましたけれど、やっていただけるかどうかよろしくお願いします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 具体的な事例を含めているいろいろ御指摘いただきましてありがとうございます。さきほども答弁いたしましたが、加えて、今ございました県の若者支援センターの活用ということについては、ぜひ、前向きに検討していきたいというふうに思っております。

それから、成人式の件でございますけれども、若者の集いでございます。これは若者を中心に実行委員会をつくって毎年やっておりますから、実行委員会の皆さんにもそういう意見を、こういうことがあるがいかがだろうかという投げかけはさせていただきたいと思っております。

それから、いろんな出会いの場を含めてこういう事業が行われておる。だから、町でもちょっとしたきっかけになるような、誘導していけば結構やるんじゃないかというような御指摘もございました。この辺も、若者のそういった力をどう潜在力といいますか、そういうものを引き出していけるかということのを常に念頭に置いて声かけをさせていただくように、それぞれの団体に対しても団体同士の組み合わせもあると思いますが、青少年ホーム利用者協議会の会員の皆さんにも投げかけていければいいんじゃないかと思っております。

それから、住宅の場合は入居資格要件が大分緩和されておりますので、受け入れは以前よりも資格要件、連帯保証人等についても緩和してきておりますから十分対応できるんじゃないかという気がいたしておりますが、多いときには抽選で厳正、公平にやっておるという状況でございます。おっしゃるように、ほとんど若者対象といいますか、若者が39歳までを入れるとすれば、大体、その範囲の方が応募されておるんじゃないかと思っております。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 前向きな答弁ありがとうございました。3,200人 私ちょっと古い資料で調べたもんですから、人数を2,600人だの700人だのと推計してしまったんですけれど、3,200人もいらっしゃるということですので、この1割をうまくしても320人、すごいパワーになると思いますので、ぜひ、若者の力を発揮する事業を新年度の予算に期待いたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（平岡 正一君） これをもって、一般質問を終了します。

議長（平岡 正一君） これより、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第13号平成18年度平生町一般会計補正予算から議案第19号平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件について、一括質疑を行います。質疑はありますか。河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） 一般会計の補正予算、15ページの総務費、徴税費、1の税務総務費、説明いただいたんですけれども、町税還付金13万8,000円ということなんですけれども、名前を変えてほかの自治体なんかでは、条例、要綱等で20年分をさかのぼってやるとか、いろんな手法をとってやっていたらっしゃる。当町の場合、条例も要綱もない。その分、最初の昭和40年に戻って返すこともできない。それは、いろんな多分手口がある。それも町

長さんの裁量の範囲の中に十分入るんじゃないかというふうに、私、考えるわけでございます。

基本的な考え方として、この町税の還付金のみならず、こういうことは善意で十分あり得る範囲だと思うんです。そのときはそうだったが、後で調べると、いろいろ税法上の問題等が変わって町民の皆さんに還付しなければいけない。そういったことも含めて、町長さんの基本的な考え方、このことを一例にして要綱等の策定を今後しとかなきゃいけないんじゃないかというような気もするわけですが、基本的な考え方だけを町長さんにお尋ねしておきたいと思います。

以上です。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） こういう還付金が発生したこと自体、結果責任といいますが、このことについては我々も率直に、こういうことがないようにしていかなければならないと思っておりますし、今回の事態についてなかなか我々も気がつかなかったといいますが、率直に言って、あれだけ世間で問題になって、改めて本町の対応についてチェックさせていただきました。

その結果、今ございましたように要綱等を整備して備えていくということも一つの方法だと思っておりますが、今回は法に基づいた5年間で還付させていただくということにさせていただいております。こういうことはもうないだろうと思っておりますので、改めて要綱等を整備してという、こういう事態を受けて直ちに整備していくという考え方は今のところは持っておりませんが、こういうことがたびたびといいますが、将来発生することがないように、とにかくまずは、そこをしっかりとやっていきたいというのが基本的な考え方です。

議長（平岡 正一君） 河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） すみません。町長さんの裁量の範囲の中で、この還付金を住民の皆様に戻すという手口はないものなんでしょうか。そういった基本的な考え方ですね。と申しますのも、私は、協働のまちづくりというふうに言われるのであれば、町民の皆さんの信頼、また、協働のまちづくり、そのことを最優先に考えていくべきじゃないかという気持ちが非常に強いんです。そういうことを、常々、町長さんは所信の中でいろいろ言われています。ただ、法律ののっかって5年分だけという話だけでは……。そのことの具体的な実践例として、もっと前向きに取り組んでいければいいんじゃないか。

いろいろと調べてみますと、名前は還付金、地方税法との絡みがありますから、ただ、ほかの項目でやられているような自治体も 鹿児島の方でしたか それは後で条例も決められましたけど、さきにそういうような形でやられているような具体的な例もあるというふうに一応確認したんですけれども、再度、町長さんの考えだけを確認させていただきたいと思います。

以上です。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今申し上げましたように、基本的にはこういうことが再発しないようにしっかり対応していかなければいけない。これがまず1つ。それからもう一つは、町民の皆さんに対して行政のあり方としてどういう方法が考えられるのかということについては、これはまた別途、検討させていただきたいと思っております。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第20号平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例及び議案第21号平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第22号柳井地区広域消防組合同規約の変更について及び議案第23号町営土地改良事業の変更についての件について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。本日の質疑はここまでいたします。

・ ・

議長（平岡 正一君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は9月15日午前9時から開会いたします。

午後2時46分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平 岡 正 一

署名議員 安 村 忠 男

署名議員 福 田 洋 明

署名議員 吉 國 茂

平成18年 第4回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成18年9月15日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成18年9月15日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問及び質疑

日程第3 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第3 委員会付託

出席議員(14名)

1番 新本 俊彦君	2番 淵上 正博君
3番 藤村 政嗣君	5番 山名 喬二君
6番 細田留美子さん	7番 柳井 靖雄君
8番 河内山宏充君	9番 増野 洋樹君
10番 河本 史朗君	11番 吉國 茂君
12番 鍛冶原重雄君	15番 安村 忠男君
17番 川本 健吾君	18番 平岡 正一君

欠席議員(2名)

13番 曾田 文彦君	16番 福田 洋明君
------------	------------

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 角田 光弘君	書記 吉岡 文博君
-----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 山田 健一君 教育長 合頭 興亞君

政策調整室長兼出納室長	佐竹 秀道君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	高木 哲夫君
企画課長 吉賀 康宏君	町民課長 田尾 正昭君
税務課長 洲山 和久君	健康福祉課長 河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長	松井 稔君
建設課長 安村 和之君	佐賀出張所長 木谷 巖君
教委総務課長 福本 達弥君	教委社会教育課長 弘中 賢治君
財務班長 池田 真治君	

午前9 時00分開議

議長（平岡 正一君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（平岡 正一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、新本俊彦議員、淵上正博議員を指名いたします。

・ ・

日程第2．一般質問及び質疑

議長（平岡 正一君） 日程第2、一般質問及び質疑を行います。

昨日に引き続き、質疑を行います。

決算の認定について、一般会計につきましては歳入は一括、歳出は款ごとに質疑を行います。

特別会計につきましては会計ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成17年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

歳入に入る前に、決算全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出について質疑を行います。議会費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費について質疑はありませんか。山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） 29ページ、総務費の情報通信費、14番の使用料及び賃借料というところで、借上料としまして広報編集用のパソコン、毎年47万8,000円近く支出されております。これについて、もっと安くできる工夫はないか、できないかという質問であります。

それと、その下の住民情報システム、これは1,100万円近く毎年支出ということになっております。これは16年度ですか、今年度初めて出てきた問題です、17年度に。それで、このシステムはどういう内容として使われているか。1,100万円の価値があるかないか。さらには、契約の段階で長期契約が自治法で変更になっています。そういった面で、どういう契約がなされているか。もう一点、これは多分、入札されたと思うんですが、その入札のときの状況、そういったことをお尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） 吉賀企画課長。

企画課長（吉賀 康宏君） ただいまの御質問でございますが、29ページの使用料及び賃借料、1つ目が借上料の広報編集用パソコンでございます。広報を編集しておりますが、この広報専用のパソコン借上料でございます。これについては、今年度リースが切れるというような流れでございますけど、5年リースで5年前からの契約でやっております。これについてはDTPといいまして、レイアウトから編集、すべて広報担当の方でやるような、そういったものの取り組みをさせていただきました。それで大体、月約4万円の借り上げになるんですけど、そういった対応できておるといのが内容でございます。今後、更新というよりは、この機械をそのままリースが切れますので使っていきたいというふうに今のところ思っておりまして、内容については今までどおり毎月4万円というんじゃなく、リースが切れますので、安く今後は予算組みできると思っております。

それともう一点目の住民情報システムでございます。これについては山名議員おっしゃるとおり、17年度から企画課の情報通信の方に予算組みされております。その前は総務課の方で対応しておったんですけど、総合的な情報環境を企画の方にもってこうじゃないかということで、企画の方で予算組みをさせていただいております。住民情報システムについては、基本的には住民基本台帳がベースでございます。これについて、例えば、年金とか国保とか税金、児童手当、保育料、下水道等、そういったものの業務を全部ぶら下げてオンライン化処理するための基幹業務のシステムでございます。行政にとっては住民基本台帳がベースになっておりますので、不可欠なシステムでございます。これは、平成7年度から運用いたしております、以前から。その後、いろいろと制度改正がございまして、例えば、介護保険制度が平成11年から始まっております

けど、そういうもののぶら下げとか住民基本台帳ネットワークの接続、これが平成13年から全国で導入の流れで来ております。そういった制度改正があるたび、大きく制度をかえるたびの対応のために、ハードとかソフトとか、ネットワークのバージョンアップを重ねてきたところでございまして、契約は大和電子、柳井にございます。ここと契約してやっております。

内容については、かなり金額がかさみますので精査し、業者と協議をさせていただき、金額的に交渉させていただきながら、こういった金額で17年度については予算組みさせていただいたというような内容であります。

以上でございます。(「予算組みじゃない、決算じゃから」と呼ぶ者あり)

失礼しました。17年度についてはこういったことで対応させていただいたということでございます。

以上でございます。

議長(平岡 正一君) 山名喬二議員。

議員(5番 山名 喬二君) 私の質問に答えてない部分として、入札されたのではないか。その場合、入札はどういう状態であったかというのを聞いてあるんですが、その点について答えていただきたい。1社だけで契約を交わしたのか、入札があったかどうか。

議長(平岡 正一君) 吉賀企画課長。

企画課長(吉賀 康宏君) 基本的には、さきほど言いましたように1社と契約してやっております。というのが、住基データをその業者が保有といたしますが、持っております、これをまた別のということになりましたら、再度、構築をしなくちゃいけないということがございますので、そういうところに対応させていただいております。

議長(平岡 正一君) 山名喬二議員。

議員(5番 山名 喬二君) 今の発言からしますと、平生町は弱みを握られている。こういう感じを受けるんです。よそには逃げないだろうと。これはちょっと困るんじゃないかと思うんです。5年間のリースが切れるというのであれば、しっかり、次の段階ではコストを抑えるという努力をしっかりしていただきたい。違うんですか。(発言する者あり)失礼しました。

議長(平岡 正一君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(平岡 正一君) 質疑なしと認めます。

次に、民生費について質疑はありませんか。細田留美子議員。

議員(6番 細田留美子さん) 40ページの児童福祉費、19番、負担金補助及び交付金のところなんですけれど、負担金に県の子育て支援センター連絡協議会の柳井ファミリーサポートセンター、負担金と補助金が柳井ファミリーサポートセンターに出ていますけれど、これの事業内

容。それと、本町の利用者数をお願いいたします。

議長（平岡 正一君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 柳井ファミリーサポートセンターのことですが、柳井ファミリーサポートセンターは柳井市、田布施町、平生町の1市2町で運営しておりまして、ゼロ歳から小学生を対象に、仕事と育児の両立と安心して働くことができる環境づくりを目的に平成16年度から開始をしております。事務所は柳井にございまして、主に、会員相互の活動の調整、交流会、広報誌を年3回発行しております。負担割合は1市2町で人口割80%、均等割20%で案分しております。本町の会員は、子供の育児をお願いされる依頼会員が36人、援助を行う提供会員が12人、どちらも行うことができる両方会員が10名の合計58人が登録をしております。

その下のファミリーサポートセンターの援助活動事業につきましては、このファミリーサポートセンターの利用促進を図るものでございまして、1時間600円の利用料の半額を補助しております。利用実績は、延べ28人の方が年間111日利用しておられまして、トータルで507時間の利用がございました。利用状況は、学校とか幼稚園、保育園の送迎、預かり、こういったものが主なものでございます。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、労働費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業費について質疑はありませんか。細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 51ページの農業費のひらおハートピアセンター運営費について質問いたします。

ここの利用状況について、場所的にもいろいろありまして利用されていないのではないかという思いがします。利用者数と、これから経常経費が賄えるような施設の有効利用を考えていらっしゃるのか。歳入、利用料に比べると、歳出にかなりの金額がかかっております。お願いいたします。

議長（平岡 正一君） 松井経済課長。

経済課長（松井 稔君） ハートピアセンターに関する御質問でございますけども、利用者数が少なくなっているということでございます。この一番の原因といたしましては、本施設を拠点として活動しておりました母体であります「ひらおハートピアセンター推進協議会」というのがございましたけども、これが平成16年度から解散したということにより利用が少なくなっております。それから、施設使用の分散化といいますか、類似施設等ができて、こちらの方を使用する回数が多くなったというのも若干あるように思っております。平成15年度は1,200数名、14年度は1,800名前後、平成16年度は800人ちょっと、平成17年度は1,000人程度というふうな状況になっております。

こうした中から、昨年7月から体験交流を主体として食事等を組み合わせた「農家・漁家キッチン」と題しまして、毎月第1土曜日の月1回でございますけども、平生の伝承会が試みとして始められております。こうしたことが定着すれば利用者も増えるんじゃないかというふうに思っております。

私どもも、何とかして利用を増やしたいという思いで頑張っておりますけれども、随分前にできた施設で、新しい施設もできておりますので、こちらの方へまた戻すというのも難しいような状況にあるのではないかとこのように考えております。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 私、以前にも話をしたことがあるんですけど、あの場所がちょうど佐賀と平生の間で、佐賀の方にデイサービスの機関なんかがないので、風呂もあるし使ったらどうかという提案をしたことがあるんですけど、目的外使用ということで、ちょっと難しいというお返事でした。ただ、今わりと目的外使用というのがゆるく考えられるようになっております。特区という考え方もございますので、そのあたりのこともちょっと考えられて、せっかくいい建物ですので、いろんな利用の仕方があると思います。農業関係だけに建てられた経緯がありまして、加工場という形で国の方からの補助をもらっていらっしゃいますので、なかなか難しいとは思いますが、時代の流れ、特区構想もございまして、ちょっと緩やかになっておりますので、そちらの方も考えていただけたらと思います。有効利用をお願いいたします。

それと、その下のひらお特産品センター管理費についてなんですけれど、ひらお特産品センターは指定管理者制度に移行されました。この春から。これは17年度のお話なんですけれど、あそこもいい場所にありまして、田布施がかなりの売上げを見ているのに、なかなか横ばいで収入が伸びてないというところもあるんですけど、あそこの減価償却といいますか、建物の方の減価償却の方はどういうふうになってますでしょうか。年どれくらいの費用がかかっているのでしょうか。わかりますでしょうか。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 特産品センターの関係は、あと答弁いたします。さきほどのハートピアセンターの関係ですが、御指摘のように、あの施設をあのままではもったいないという気持ちは共通の認識があります。ぜひ、有効活用していただけるように。今、伝承会ということではいろいろやっていただいておりますけれども、利用されている方々の関係団体とも協議をしながら、また、あれを生かした活用方法等も引き続き検討していきたいと考えております。

議長（平岡 正一君） 松井経済課長。

経済課長（松井 稔君） 特産品センターについての御質問でございますけれども、ここの特産品センターが10年11月にオープンして以来、今年からですか、指定管理者制度に移行してやっていただいております。今の減価償却、施設自体の減価償却ですか。これ、減価償却がどういふふうになっているかというのはちょっと私の方では……。 （「起債の償還分です」と発言する者あり）この建設に伴う起債の関係でございますか。この特産品センターの建設に伴います町の起債ということにつきましては財政の方に確認をいたしましたところ、起債の償還はないということでした。

議長（平岡 正一君） 暫時休憩します。

午前9 時23分休憩

.....
午前9 時23分再開

議長（平岡 正一君） 再開します。

経済課長（松井 稔君） 建設に伴います起債は、借入れがないということでした。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん）きのうも多々、収入をどう確保するか、税収入その他でどう確保するかというお話もあったんですけど、特産品センターはとてもいい平生町の顔でもありますから、指定管理者制度には移行したものの、町の方のいろんな手助けは残っていると思いますので、ここが収入を生むような施設にするおつもりはないでしょうか。ここからある程度、今は歳入歳出トントンぐらいになるのかという気もしますが、家賃を払っていただけるように特産品センターを育てるといいますが、例えば、ホームページを使うなり何なりすると収入も図れるんじゃないかと思っておりますが、そのあたりの考えはいかがでしょうか。

議長（平岡 正一君） 松井経済課長。

経済課長（松井 稔君） 特産品センターの運営の件でございますけれども、収入の売上げですか、これを増やす計画ということでございますけれども、今、野菜部門の取り扱いが「こだわり野菜」というような形が中心になっております。先般、運営委員会の方、特産品センターの会議が

ございまして、普通農家で育てておられます、一定の条件をつけて、こういった野菜も今後取り扱いをしていこうというようなことも一定の方向で示しておられます。これがいつからかという具体的な日にちはわかりませんが、こうしたことで売上増を図っていこうと。

それから、施設の使用料については、現在私もどうこういう思いも持っておりませんし、指定管理者制度になりましてできるだけ自主運営で自分たちで問題解決していただくとということで指導もしております。今年は法人化へ向けた調査研究ということにも取り組まれておりますし、また、ホームページの立ち上げも必要であると、特産品センター自体、考えも持っておられます。これも具体的にいつからかということはまだお聞きしておりませんが、そういった考えはお持ちでございます。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費について質疑はありませんか。細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 54ページの商工振興費、負担金19ですけど、その中の商工会青年部育成対策費、この事業内容と成果。それから55ページの観光費の中の丸山海浜パークについてなんですけれど、保安料20万4,120円かかっています。海浜パークの建物の話は以前も出たことがあるんですけど、これの借上料、借家料というか、管理棟の方出ていると思うんです。このあたり、適当かどうかという問題もあるんですけど、経費が保安警備20万4,120円出ています。その他の経費、修理代とか光熱費とかはどれくらいになってますでしょうか、お願いいたします。

議長（平岡 正一君） 松井経済課長。

経済課長（松井 稔君） 商工会青年部の補助金の件でございますけども、商工会青年部につきましては、今現在、部員数が19名です。若者の創造力と行動力を生かして、商工会の後継者を目指して地域振興の発展をしていこうということを目標に掲げて活動されております。

事業内容といたしましては、研修事業、青年経営者のビジネスカレッジ。広報活動事業としてホームページの更新。地域振興事業といたしまして十七夜まつりとかしづき太鼓の運営。広域圏事業といたしまして熊毛ブロックの商工会議所の青年部会の交流会。こういったことを中心に活動されております。いろいろな事業を行われておりますので、そういったことから、いろんな形で成果が出ていると思っております。

それから、観光費の丸山海浜パークについてですけども、これは平成16年ですか、条例改正いたしまして、あそこで管理棟、特産品売り場、倉庫などを利用して飲食業を営むことを目的にした分については許可するというで条例改正されております。

そこに伴います電気、水道料金等でございますけども、電気代、水道代、施設の貸出部分については別料金のメーターとなっておりますので、営業に係る部分は支払いをしておりません。それをのけた分の電気料につきましては年間6万5,000円ちょっと、水道代は5万8,000円ちょっとかかっておりまして、合計で16万5,000円程度。修繕料につきましては4万2,000円、これは扉の修繕をやっております。それから、役務費といたしまして通信運搬費でございますけども、これは外に青電話の公衆電話がございます、これの通信料。それから、委託料として環境整備を実施しております。この関係で、周りのトイレとか公園の清掃、夏場の海岸の清掃を合わせまして21万2,000円程度。保安警備が20万4,000円。夏場のサメネットの設置、撤去、維持管理等の経費が29万4,000円。それから、あそこは借地でございますので、土地の借上料、これが19万4,000円。いろいろ合わせまして、その他まだございますけども、年間で約130万円ちょっとくらい経費としてかかっております。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 丸山海浜パークの件ですけれど、歳入としてシャワー使用代が12万3,900円。管理棟の家賃といたしますか、あれが8万4,000円、月7,000円くらいいただいているわけですが、このあたりはずっとこのままいかれる予定でしょうか。土地も借り上げて、全部の土地の借上代ですけれど、もう少し。家賃として7,000円が適当かどうかというあたりです。お願いいたします。

議長（平岡 正一君） 松井経済課長。

経済課長（松井 稔君） 海浜パークの施設使用料についてですけども、16年度に条例改正されたときに算出根拠を出しておるのがございます。これは土地の案分、あそこにかかる部分です。それから浄化槽の使用料、保安警備、火災保険、こういったことも案分率で掛けて出しております。その他、あそこの草刈りとかトイレの清掃についても以前は漁協に委託しておりましたけれども、その部分を、その管理者、使われる方にも若干見ていただくというようなことも含めた値段でございまして、いずれに係る経費もあまり値上がりというようなこともしてありませんので、今のところは月7,000円、年間約8万4,000円ですか、見直しというのも単価が変われば必要になってくるのではないかというふうに考えております。

以上です。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。安村忠男議員。

議員（15番 安村 忠男君） さきほどの細田議員さんに関連した質問でございますが、海浜パークの土地の借上料でございますが、海浜パークも二、三年でやめるんなら借上料を払っていてもいいと思うんですが、永久的に海浜パークとして使用するというのであれば購入した方

がいいんではないですか。年19万円も土地の借上料を払って、いつまでたっても無制限にいくと思うんです。町長はどう考えていらっしゃるんですか。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総務課長の方から、状況について説明いたします。

議長（平岡 正一君） 高木総務課長。

総務課長（高木 哲夫君） 丸山海浜パークの土地につきましては、平成元年の事業であったかと思えますけど、その当時、土地については借地ということで現在まで至っております。所有者については、植木さん、田布施町の北村さんほか、4名所有者がいらっしゃるということで、現実長年にわたって借り上げるということは、やはり、それだけの財政負担を伴う、実際に購入することではじめをつけるということも選択肢の一つではあるかと思いますが、現在の財政状況等いろいろ考えながら、今後に向けての検討課題としておることは事実でございます。

議長（平岡 正一君） 安村忠男議員。

議員（15番 安村 忠男君） この土地につきましては、今年、海浜パーク利用状況を見ましても、夏の間通ってみて、かなりの人が利用しているように感じております。平生町としては海水浴をする場所はあそこしかないわけです。佐合も今までは町も宣伝して佐合に渡りなさい渡りなさいと言ったが、最近どうも佐合の方は下火かというような感じで、そんなに利用者がないようなんですが、海浜パークは町の方からもバーベキューをやったりいろいろやっておられるのを、あそこを通るたびに見るんですが、できるだけ早く町のものにした方がいいんじゃないかというような感じがいたします。これは要望で結構です。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、土木費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、消防費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、教育費について質疑ありませんか。山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） では、教育費について質問をいたします。質問件数が4点ありますので、しっかり聞いて質問の内容に確実に答えていただきたい。そうしないと、私は3問目がひっかかります。

まず、63ページの教育振興費、今回新たにパソコンの借上料ということで87万円というのが消費されております。この87万円の内訳としまして、何台購入したのか。それによって、1台幾らかという質問。これがこの件の第1点の問題。2番目が、これはレンタルになっております。なぜレンタルなのか、購入した方が安かったんではないかという点です。

次に64ページ、同じく教育振興費、ここの就学援助費補助金の内訳についてお伺いします。16年度において給食補助費というのが消えております。要するに、就学援助費の中に含まれている。こういう回答を教育委員会からいただいております。ところが、その内訳についてはわかっておりません。内訳と、就学援助費補助費については学用品、給食補助費、内訳及び給食補助費を受けていらっしゃるの何名いらっしゃるかという点です。

次に、同じく総合的学習推進事業補助金の事業内容と成果について。さらに事業規模。ここでは20万円と書かれておりますが、その20万円だけかということ。ほかに財源があるんではないかということでもあります。あればその支出の内訳について、それぞれ御回答願います。

次に66ページ、中学校費の教育振興費、就学援助費補助金の内訳と給食補助費、この辺がどうなっているか。前回と同じ内容で小学校と中学校の違いだけです。何名分かということです。同じく、その下の国際理解教育推進事業補助金、その下の総合的学習支援事業補助金の事業内容とその成果について。さらに、事業規模はそれぞれ20万円、50万円と書かれておりますが、これだけか。その他財源があるのか。もしあれば支出の内訳について。

次が70ページの社会教育費、図書館費について。新たに今回、図書館情報システム94万7,100円というのが出ております。図書館情報システムの内容はどういったシステムか。そのシステムを発展させる、機能を上げて町のホームページ上で図書の蔵書検索といったシステムを構築することができるか。

以上について、よろしくお願ひします。

議長（平岡 正一君） 福本教育委員会総務課長。

教委総務課長（福本 達弥君） まず、第1点目の63ページ、パソコンの借上料でございますけれども、これは校内LAN用のパソコンを整備いたすものでございます。平生小学校が46台、佐賀小学校が18台、計64台になります。当初、64台合計の予算段階の見積りでは、1台当たりの機器の価格合計、64台分の合計ですけれども、892万1,430円という数字が出ておまして、これを1年度分で購入ということになると財政負担が大きいということがありましたので、リースにしたわけでございます。

リースするに当たりましては、今回、二段階入札というのをやっております。二段階入札というのは、機器1台当たりの入札をいたしまして、入札後の機器1台当たりの価格をもとにリースの入札をやるという二段階のリースをやっております。従来のリース料の場合でございますと、

業者に対してはリース料での入札のみを行うこととなりますが、リース料の算定基礎となる機器本体の価格については、定価もしくはそれに近い価格でこれまで設定されておりました。この二段階入札をすることによりまして、リース料の基礎となる機器の価格を入札することになり、低額に設定することができ、また、リース料についてもその価格を基礎に入札を執行することで低額になるということが言えると思います。

結局、機器1台の入札をいたしまして、例えば、ノートの当初見積りは12万7,680円でしたが、機器の入札段階で1台8万7,570円となっております。また、デスクトップですと、当初15万6,750円が9万1,140円となりました。合計しますと、当初892万1,430円が機器の入札をすることによりまして、64台分で566万8,740円ということになりました。また、これでリース料についての入札をしたわけですが、結論をいいますと、1台当たり年額1万8,171円でございます。5年リースでございますから、5年で1台当たり9万8,550円ということになります。今年の予算87万2,235円は9カ月分の予算でございます。トータル5年分のリースが581万4,900円になります。64台分のリースです。1年でその機械を買うこととした場合は566万8,740円。比較しますと、リース料の方が14万6,160円高いこととなりますけれども、5年間での支払いということで、1年度の財政負担を考えればリースの方が結果的にはよかったんじゃないかというふうに思っております。

以上が、パソコンについてでございます。

それから、64ページの就学援助費、小学校費の内訳でございます。学用品1年が18万6,499円、学用品2年から6年までが118万9,884円、新入学用品が33万8,300円、修学旅行が36万3,966円、宿泊を伴わない宿泊訓練12万5,330円、宿泊訓練が5万1,197円、給食が435万2,076円、合計660万7,202円です。給食費については112名分でございます。

次の64ページ、総合学習推進事業の事業内容でございますが、「自らのすばらしさに気づき、生きる力を持つ児童を育成するために基礎・基本の定着」と「一人ひとりのよさや可能性を伸ばすよう総合的な学習を推進」するものでございます。その手立てといたしまして「地域素材を活用した体験活動に努める」、「基礎的・基本的な内容の定着を図る学習指導を推進する」、「個に応じたきめ細かな学習を推進し、児童の主体性を育てる」のが目的でございます。

内容といたしましては、1年から6年生までそれぞれありますけれども、例えば、1年生ですと「きょうからなかよし、さあ学校探検だ」。2年は「教えてあげるよ」とか「冒険・発見・まち探検」。3年生は「地域学習」、学年テーマ「ひらおの自慢調べ」、「情報学習パソコンに触れよう」。4年ですと「心と心のキャッチボールで人とかかわりを豊かに広げよう」、「点字

を学ぼう」、「味噌づくりを学ぼう」こういったことです。5年、6年と、それぞれメニューがあります。

20万円は、ほかに財源はございません。これだけです。

成果といたしましては「知識を教え込む授業ではなく、自らの課題を見つけて自ら学び、自ら考える力を育成することができたこと」、「情報の集め方、調べ方、まとめ方などの学び方や調べ方を身につけられたこと」こういったことを成果として報告を受けております。

それから、66ページの教育振興費、就学援助費の内訳でございます。学用品1年が40万1,420円、学用品2年から3年が59万4,656円、新入学用品41万2,200円、修学旅行52万9,632円、宿泊訓練9万円、宿泊を伴わないもの2万8,340円、自転車37万7,000円、給食211万4,067円、46人分でございます。

国際理解教育推進事業でございますが、20万円のみでございます。ほかに事業費はございません。

内容といたしまして、3年生が対象になりますが、オリエンテーション、「大使館を知ろう」、「ビデオ視聴」、ブレーストーミング、「日本ってこんな国」とか「インターネットを使っての調べ学習」、エンカウンター、「ところかわれば人かわる。異文化の国を小旅行」、「大使になりきっての交流会」とか、外国生活経験者による講演会、こういった内容になっております。

成果といたしましては「自ら課題を見つけ出し、調査研究したことをまとめる力を育てることができたこと」、「自国の文化に触れ、深く知るとともに異文化理解に努めようとする態度を育てられたこと」、「講演・体験・調査を通して視野を広げ、自らの生き方について考えていこうとする態度が育てられたこと」、という報告を受けております。

また、継続して取り組んでおりまして、子供たちの資質の向上に役立っておるということでございます。

それから、総合的学習支援事業費50万円でございます。ほかに事業費はございません。

事業内容でございますが、2種類大きく分けてあります。一つは「ふるさと体験学習」、もう一つは「総合的な学習支援事業」ということになっております。

「ふるさと体験学習」は、1年から3年までそれぞれメニューがあります。例えば、3年生ですと「1日保育士」、「しぶき太鼓」。2年生ですと「つつじ苑の訪問」、「押し絵」、「金魚ちょうちんづくり」とか「機織り」。1年生ですと「絵本づくり」、「水産加工、陶芸、木工作業」、「古墳史跡巡り」、こういった内容になっております。

「総合的な学習支援事業」は、1学年が「ふれあい我が町平生」。2学年が「広島校外学習」、「チャレンジワーク」。3学年が「生き方学習」となっております。

成果といたしましては、総合的な学習の時間における体験的な学習として地域の方々の協力を

得て実施していますので、「学校では体験できないような学習をすることができるとともに、地域の方々と交流を深めながら地域の伝統文化や産業を見つめ直すといった点で、とても有意義であった」、「生徒にはよい経験の場を与えられている。したがって、本校の特色ある教育活動として充実発展させていく必要がある」といった感想をいただいております。チャレンジワークについても、それぞれ平生お助け隊では「町内の独り暮らしのお年寄りのお宅を訪問して様々な手伝いをしたこと」、「人と人との助け合いや思いやりの大切さを実感することができた」、こういった感想をいただいております。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） 弘中社会教育課長。

教委社会教育課長（弘中 賢治君） 社会教育費、図書館費の図書館情報システムによる業務内容につきましては、まず1点目といたしまして、書誌情報をベースにしたすべての蔵書管理、この書誌情報といいますのは、書名、著者、出版名、こういったもののデータをもとにした蔵書管理です。2点目といたしまして、バーコードの読み取りによる貸出し、返却業務、利用者図書カードの作成、タッチパネル式の利用者端末、こういったものを備えております。タッチパネル式の利用者端末につきましては、図書館利用者が、いろいろな角度から自分で蔵書検索ができるものでございます。そのほか、統計業務に必要な日報、月報、年報、そういった帳票の編集、そういったものがこのシステムの内容でございます。

もう一点のホームページから図書、蔵書検索につきましては、現システムは検索機能を備えておりません。検索を可能にするには予算的に約数百万円という経費がかかりますが、オプションとして新たなシステムを追加することによって可能になってまいります。参考までに申しますと、県内53の公立図書館のうち、20の図書館でホームページから蔵書検索が可能なシステムを構築しておるところでございます。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） ここで暫時休憩します。10時15分から再開します。

午前10時00分休憩

.....
午前10時15分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） 最初の質問の63ページのパソコンの件なんですが、1台9万円、こういうお話でした。ごくごく単純に考えて、さきほど年間14万円高いだけだと、こういうふうにおっしゃったんですが、1台9万円という値段は（発言する者あり）5年間で14万円です

ね、これだけ高くつくということなんですが、単純に言って1台9万円というのは高いと思うんです。小学校で使うパソコンでどれだけの性能があればいいかという面もしっかり考えて業者と対応すべきだろうと。現実には申しますと、小学生が使うパソコンであれば今6万円です。調べてください。そうしたら9万円から3万円安いんです、さらに。それが、業者が出した見積りだけ見て「9万円なら安い」。これじゃ、ちょっとまずいんじゃないか。現実的に6万円であります。もしないっていうんだったら私がちゃんと手配します。できます、小学生が使うパソコンであれば。そういったところをしっかりと今後やってほしい。リースが切れた後、またこういう形で繰り返すのであれば、しっかりと考えてほしい。それで、単純に考えても買う方が安いのは明らかにわかっているわけです。リースした場合はリース業者が利益を得なきゃいけないという単純な試算です。ただ、財政的に一度に支出する金がないという場合はリースという形も考えられるでしょうけど、このぐらいの金額なら1円でも2円でも安い方を選んでいただきたい。

それともう一点、最後の図書館費についての質問ですが、今回新しく出てきて、値段としまして94万円と載っております。これは、パソコンとしては1台だと思うんです。そのほかの付加によって94万円という形になっていると思うんですが、その辺の内訳についてお尋ねします。

議長（平岡 正一君） 弘中社会教育課長。

教委社会教育課長（弘中 賢治君） 図書館情報システムの機器につきましては、ディスプレイ、サーバーの関連機器、タッチパネル機器、そういった機器全部を合計して借り上げという形にいたしております。これは機種を更新したもので、今まであった機種を昨年8月に更新したものです。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） 前に返りますが、64ページの教育振興費のところでは聞き忘れたことがあるので再度質問いたします。平生小学校緑の少年隊活動費補助金、これの内容について説明願います。

議長（平岡 正一君） 福本教育委員会総務課長。

教委総務課長（福本 達弥君） 平生小学校緑の少年隊活動費5万円でございます。活動内容として、学校内の緑化推進、学校花壇、教材費、種まき、植付け、除草、かん水、収穫、種取り等を行っております。また、一人一鉢運動、学校周辺の美化などがございます。具体的にいたしますと、夏秋まきの草花の種まき、学級園や校庭の緑化推進、花壇への夏場は散水、小動物の世話も入っております。そういった内容でございます。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、災害復旧費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、公債費、諸支出金、予備費については一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第2号平成17年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第3号平成17年度平生町佐合島渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） 行政報告書の中で触れられていますので、委員会でもいいかと思ったんですが、確認させていただきます。報告書の渡船事業についての中で「周防大島町、上関町の航路統合も視野に入れ、成果品としての報告書がまとめられた」というふうに触れています。このことについて、少し詳しく報告していただけませんか。初めて聞いたような記憶がします。お願いします。

議長（平岡 正一君） 高木総務課長。

総務課長（高木 哲夫君） ただいまの質問でございますけど、佐合島と馬島航路の共同運航ということにつきましては、平成16年度で中国運輸局の指導のもと「山口県東部離島航路活性化協議会」という組織を立ち上げました。この東部の離島航路は、岩国市、周防大島町、上関町いろいろあるわけでございますが、その中で、本町と田布施町の航路が共同運航になったということ踏まえ、平成17年度は山口県主導のもと、県の離島航路、萩市、防府、周南市というような離島航路を持っている自治体の協議会を立ち上げました。3回の協議会、分科会等の協議を経て、成果品というのが1冊の報告書でございます。その中で、周防大島町の浮島あるいは前島、そういった航路の統合、また、上関町にあっては祝島と八島の統合、まだ結論としては出てきておりませんが、そういう目標をもって、1年間の協議を終えたということでございますから、今後、今年度含めて、実際にそういったものの航路統合ができるかどうかというのは、関係自治体、県、中国運輸局、これをもって協議が続けられるだろうというふうに考えております。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第4号平成17年度平生町交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第5号平成17年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） 簡易水道の水道使用料についてお尋ねいたします。平成17年度の現年度分の収入済額が、前年度対比で約60万円増加しております。徴収努力の跡もうかがえて大変評価させていただくものですが、この滞納者の状況把握はされていらっしゃるか、いらっしゃらないか。それと、収入見込みについてはどういう状況であるか。このことをお尋ねします。

議長（平岡 正一君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 水道使用料に関しまして、滞納者の状況把握と収入見込みについての御質問でございますが、17年度末での未収金と申しますか、収納未済額につきましては、3ページでございますように138万2,530円となっております。未納者につきましては、現年、過年合わせまして23名おられます。滞納者の状況につきましては、ある程度把握はいたしておりますが、昨年の後期から未納者については給水停止をすることにいたしております。3期滞納すれば給水停止となりますので、現年分につきましては遅れ遅れになるかと思いますが、100%に近い収納率が見込めるのではないかと考えております。

それと、過年度分の滞納者でございますが、23名のうち17名いらっしゃいます。これにつきましては分納の誓約書を取りまして、これにつきましても3期末納になりますと給水停止の対象といたしますので、ある程度の収納が望めるのではないかと考えております。

以上です。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第6号平成17年度平生町老人医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第7号平成17年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（８番 河内山宏充君） これも下水道使用料ですけれども、現年度分と滞納繰越分の収納率ですか、前年度に比べて若干増えております。このことに対しても徴収努力がうかがえまして、非常に評価させていただいているものでございます。決算審査で監査委員さんの意見の中にも、行政報告の中に上下水道事務の一元化というようなことをうたわれていらっしゃいます。このことは、現在検討されているのかどうなのか。また、状況についてはこのことしかわかりませんので少し具体的に教えていただいて、今後どのようにされるおつもりなのかということをお尋ねさせていただきたいと思えます。

議長（平岡 正一君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 下水道使用料につきまして、下水道事務一元化の検討についての御質問でございますが、下水道使用料につきましての滞納整理を行うための手段といたしまして一番効果が期待できるのは、上下水道の納付書の一本化ではなかろうかと考えておまして、現在、田布施・平生水道企業団、田布施町の建設課長さんとも協議しながら、早い時期で協議する場を持ちたいということで進めておまして、徴収体制だけを一本化にするのか、下水道事業自体も一緒にするのか、佐賀地区の簡水、大野の飲料水供給施設はどうするのか、いろいろ検討課題がございます。できれば、収納事務だけでも一本化を検討してみたいと思っております。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第8号平成17年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第9号平成17年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。増野洋樹議員。

議員（9番 増野 洋樹君） 決算の附属資料と監査委員さんの意見書、こういうところにも若干書いてあるんですが、数字等がありますから、142戸はつなぎ込んだとか、あとは滞納金が徐々に始めているとか、2年目を迎えとかいうのがありますけども、この辺の全体像、もう少し数字を上げて、現在何戸つなぎ込み可能世帯があってそのうちの142戸だと。あと、つなぎ込みをしている家庭も含めてですが、佐賀で今まで聞いた声は、単身の高齢者世帯、そういうところの方が「もうお金もないし先もないからそういうことはしない」というような声もやや聞きますので、その辺の実態はどのように把握されているか。実際つなぎ込んでいる人は、そういう

世帯が多いのか少ないのか、その辺も概要で結構でございます。あと、滞納が2年目にして若干数字も出ておりますから、これからますますこういうことが増えていっちゃあ困るので、もう早いうちに手を打って100%収納というのが目標でございますので、その辺の対策、状況をお聞かせ願いたいと思います。

議長（平岡 正一君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 漁業集落の環境整備事業に関しまして、供用開始区域の世帯数でございますが、17年度3月末で402世帯ございまして、そのうち142世帯がつなぎ込みをされておるといことです。今のところ、月平均は大体計画どおりにいっておるんですが、さきほどおっしゃられたのは高齢者の単身世帯の方、この世帯をどうするか。今からお願いになると思うんですが、これを強化していくということになるかと思ひます。

それと、収納状況につきまして、現在1人の方が17年度未納です。簡水も同じ人が未納になっておりますので、セットで対策を進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第10号平成17年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第11号平成17年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 9ページ、介護サービスですが、不用額が2,200万円と膨大な不用額が出ていんですが、この内容はどういうことかお願いいたします。

議長（平岡 正一君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 介護給付の不用額の内容でございますけれども、全体の主なものが介護サービス諸費です。これにつきましては、要介護1の方から要介護5の方が対象でございます。年間を通したサービスの金額は利用されなければわかりませんし、実績がないと最終的に決められませんので、どうしても余分に予算を組むこととなります。それに対し、実績が少なかったということになるかと思ひます。介護給付につきましては、訪問介護から始まって施設まででございますけれども、施設の方は大体見込みが立つわけでございますけれども、それ以外の在宅の方に対するサービスは、なかなかきちとした利用というものが、年度当初といいま

すか、予算の方と決算の方がつきませんので、その不用額ということになるかと思います。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 一応、5年間ぐらいの実績はあったわけですよね、介護保険が始まってから。その中で、実績がつかめないという認識をしてよろしいのでしょうか。

議長（平岡 正一君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） さきほど説明いたしましたけれども、施設の方は定員が決まっておりますので、ほぼ、きちりできると思います。しかし、介護給付につきましては行政報告にもございますように、要支援も含めて、要介護者も含めて増えてきております。要支援の方が要介護1以上になられる方もございます。そのあたりで、実績はございますけれども、右肩上がりの給付の伸びから考えまして、きちりいくというところまではいかないと御理解いただきたいというふうに思います。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第3 . 委員会付託

議長（平岡 正一君） 日程第3、お諮りいたします。議案第13号平成18年度平生町一般会計補正予算から、議案第23号町営土地改良事業の変更についてまでの件及び認定第1号平成17年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第11号平成17年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり各常任委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第23号までの件及び認定第1号から認定第11号までの件については、お手元に配布の付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

議長（平岡 正一君） 本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は、9月26日午前10時から開会いたします。

午前10時44分散会

• •

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平 岡 正 一

署名議員 新 本 俊 彦

署名議員 湊 上 正 博

平成18年 第4回(定例)平生町議会会議録(第3日)

平成18年9月26日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成18年9月26日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 意見書案第1号 「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 意見書案第1号 「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員(15名)

- | | |
|-------------|------------|
| 1 番 新本 俊彦君 | 2 番 淵上 正博君 |
| 3 番 藤村 政嗣君 | 5 番 山名 喬二君 |
| 6 番 細田留美子さん | 7 番 柳井 靖雄君 |
| 8 番 河内山宏充君 | 9 番 増野 洋樹君 |
| 10番 河本 史朗君 | 11番 吉國 茂君 |
| 12番 鍛冶原重雄君 | 15番 安村 忠男君 |
| 16番 福田 洋明君 | 17番 川本 健吾君 |
| 18番 平岡 正一君 | |

欠席議員(1 名)

13番 曾田 文彦君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 角田 光弘君 書記 吉岡 文博君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	教育長	合頭 興亞君
政策調整室長兼出納室長			佐竹 秀道君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			高木 哲夫君
企画課長	吉賀 康宏君	町民課長	田尾 正昭君
税務課長	洲山 和久君	健康福祉課長	河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長			松井 稔君
建設課長	安村 和之君	佐賀出張所長	木谷 巖君
教委総務課長	福本 達弥君	教委社会教育課長	弘中 賢治君
財務班長	池田 真治君		

午前10時00分開議

議長(平岡 正一君) ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・

日程第1. 会議録署名議員の指名

議長(平岡 正一君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、藤村政嗣議員、山名喬二議員を指名いたします。

・

日程第2. 委員長報告

議長(平岡 正一君) 日程第2、議案第13号平成18年度平生町一般会計補正予算から、議案第23号町営土地改良事業の変更についてまでの件及び認定第1号平成17年度平生町一般会

計歳入歳出決算の認定についてから、認定第11号平成17年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を、一括議題といたします。

本件に関し、9月15日の本会議において関係常任委員会に付託しました議案につき、委員長の報告を求めます。山名喬二産業厚生常任委員長。

産業厚生常任委員長（山名 喬二君） 産業厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成18年9月15日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第13号中歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、（以下「所管事項」）議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第21号、議案第23号並びに認定第1号中平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項（以下「所管事項」）認定第2号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号、認定第10号及び認定第11号につきまして、9月19日、委員会室において、町長以下所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。

議案第13号中所管事項、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第21号及び議案第23号については、すべて全会一致で承認。認定第1号中所管事項、認定第2号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号、認定第10号及び認定第11号については、すべて全会一致で認定することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第13号中所管事項については、障害者福祉費の相談支援機能強化事業は今後も続くかとの質問に対し、自立支援法施行に伴い10月から町で行う事業とされているもので、今後も継続するものであるとの説明を受けました。

保健衛生費の柳井地域救急医療負担金及び柳井地域小児救急医師支援事業負担金の補正は周東病院の小児科廃止問題と関係したものかとの質問に対し、両者は別問題であり、小児科廃止問題については、現在行政の負担も含め協議が進められており、具体的に決まれば報告するとの説明がありました。

平生港イベント事業費について、当初予算からの変更理由は何かとの質問に対し、事業のヒアリングを受けたことによるもので、補助対象外となる経費が明らかになったこと及び地域の産業活性化についても事業の中で配慮するようにとの指摘があったためであるとの説明を受けました。

議案第14号については、保険財政共同安定化事業拠出金は3月まで補正の必要はないかとの質問に対し、過去3年の推移を見て決められているものであるがあくまでも見込み数値であり、

補正はあり得るとの説明を受けました。

議案第15号については、今後の事業の見通しはどうかとの質問に対し、10月から市町総合事務組合で事業を行うこととされているが、その詳細については示されていない状況であるとの説明を受けました。

議案第16号については、質疑はありませんでした。

議案第17号については、寄附金の内容は何であるかとの質問に対し、下水道公社の解散に伴うもので、当初の出捐金と貯金の精算金であるとの回答がありました。

議案第18号については、合併浄化槽設置補助金は再度不足となることはないかとの質問に対し、当初2件分で予算組みしていたが3件分の申請があったため補正したものであり、ほかに申請の動きもないことから今年度については追加補正はないと考えているとの説明を受けました。

また、全体件数ではどのくらいであるかとの質問に対し、件数については計画変更の途中であるため正確な件数は把握していないが、既に合併浄化槽を設置されている世帯も多く、今後の申請は少ない見込みであるとの説明を受けました。

議案第19号については、基金は毎年積み立てる必要があるかとの質問に対し、利子や余剰金が出たときに積み立てることになるとの回答がありました。

議案第21号については、出産育児一時金増額の理由は何かとの質問に対し、健康保険法の改正に準じ変更するものであるとの説明を受けました。保険税未納者への支給についてはどのような対応を考えているかとの質問に対し、給付の差し止め等を定めた要綱を作成しており、それにより統一した対応をしていく予定であるとの回答がありました。

議案第23号については、質疑はありませんでした。

次に、認定第1号中所管事項について、歳入については質疑はありませんでした。

歳出については、戸籍住民基本台帳費について、住基カードのPRはしているかとの質問に対し、窓口チラシを置き町民にPRしているが、現在のところ身分証明書となる程度で活用範囲が狭く、普及拡大については今後の課題であるとの説明を受けました。

林業総務費について、有害鳥獣捕獲対策補助金は捕獲実績から見て適当であるかとの質問に対し、当該補助金は猟友会に対し補助するものであり、捕獲実績ではなく出勤回数等活動に対する補助であるとの説明を受けました。

観光費について、丸山海浜パークの使用借地について買収の予定はないかとの質問に対し、相手のあることでもあり、過去からの経緯も踏まえ検討していきたいとの説明がありました。加えて、開設からかなりの年数も経過しており、町民の憩いの場にもなっていることから前向きに検討してほしいとの要望がありました。

認定第2号については、収納率を向上させるためにどのような考えがあるかとの質問に対し、

情報の共有化を進めることも含め組織としての体制整備を図る一方で、未納者に手順を踏まえ対応していくことなど収納対策の強化を図っていくとの説明を受けました。加えて、国保税は目的税であることを認識し、収納対策に本気で取り組んでほしいとの要望がありました。

認定第4号については、新しい組織の下で業務の詳細は示されているかとの質問に対し、現在事務レベルで協議されている段階であり、詳しい内容についてはいまだ示されておらず、わかり次第、報告するとの説明がありました。

認定第5号については、過去の滞納分に対する対応はどうかとの質問に対し、滞納者からは分納契約書を取り納付させることとしているが、契約に従わず3期分滞納すれば、現年分同様、給水停止するとの説明を受けました。

認定第6号については、1人当たりの医療給付費、年間平均及び取扱件数について質問があり、医療給付費の年間平均は72万8,749円で、取扱件数は5万6,127件であるとの回答がありました。

認定第7号については、質疑はありませんでした。

認定第8号については、生産物の在庫状況はどうであるかとの質問に対し、スーパーフィッシュについては在庫はないが、シェルスターについてはかなりの在庫を抱えているとの回答がありました。加えて、在庫の多いものについては特産品センターでの販売を検討されるなど、販路の拡大に努めてほしいとの要望がありました。

認定第9号については、処理施設の維持管理業務及び電気工作物保安管理業務の委託内容について質問があり、両者とも年間を通しての契約で、維持管理業務については週3回の維持管理や水質検査、電気工作物保安管理業務については高圧電力を扱うためのものであるとの説明を受けました。

認定第10号及び認定第11号については、質疑はありませんでした。

以上が、産業厚生常任委員会に付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても本委員会の決定どおり、承認あるいは認定いただきますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

議長（平岡 正一君） 藤村政嗣総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（藤村 政嗣君） 総務文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成18年9月15日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第13号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、地方債、（以下「所管事項」）議案第20号、議案第22号、認定第1号中平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、（以下「所管事項」）及び認定第3号につきまして、9月21日、委員会室において、町長以下所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議

経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。

議案第13号中所管事項、議案第20号、議案第22号については、すべて全会一致で承認、認定第1号中所管事項及び認定第3号についても、すべて全会一致で認定することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第13号中歳入全般について、固定資産税増額の理由は何かとの質問に対し、可動性償却資産の増によるものであるとの説明を受けました。

歳出については、税務総務費の町税還付金について、冷蔵庫に係る償還金額及び過徴収分総額は幾らになるかとの質問に対し、還付金は4件分で5万5,950円であり、過徴収分総額については計算していないとの回答がありました。あわせて、このようなことが起こらないように注意を払うことはもちろんであるが、仮に起こった場合の対応についても研究していきたいとの説明を受けました。

賦課徴収費の納期前納付について、対象者は昨年と比べてどうかとの質問に対し、町民税と固定資産税を合わせて昨年より240名増加しているとの回答がありました。

消防費について、防災無線の老朽化に係る対策はどのように考えているかとの質問に対し、現在、通信方式がデジタル化される傾向にあり、消防同報無線のデジタル化にあわせ、デジタル機器に更新していく予定であるとの説明を受けました。

議案第20号については、質疑はありませんでした。

議案第22号については、柳井地区広域消防組合の負担金問題は解決しているかとの関連質問があり、現在、1市3町で合意点を見出すべく協議を続けており、できるだけ早いうちに方向性を示したいとの説明を受けました。

次に、認定第1号中所管事項の歳入について、寄附金の内訳はどうかとの質問に対し、一般寄附については三者より206万円、特定寄附については町制施行50周年記念式典、地域の力発揮事業、図書の購入などへ充当してほしいとの内容で、58万1,065円を受納しているとの説明を受けました。

歳出については、一般管理費の自治会活動費はどのような活動に対して交付されるかとの質問に対し、年間1世帯当たり1,500円の均等割の支給に加え、自主防災組織の立ち上げの有無会議や環境美化活動などの活動に対し交付しているものであるとの説明を受けました。あわせて、第四次行革大綱等に基づき、行政協力員経費や自治会活動費について一本化するなどの見直しを進めていく予定であるとの説明を受けました。

企画振興費について、芝刈り機はどこで使用するかとの質問に対し、阿多田公園の芝刈りをは

じめ、教育委員会施設等に活用しているとの説明を受けました。

小学校費の遠距離通学費補助について、夏休み中の愛校当番における通学費補助金は考えていないかとの質問に対し、現在、休み中の通学は遠距離助成の対象外とされているが、学校が当番を決めて登校させていることからすれば検討の余地があるとの説明を受けました。加えて、兄弟のある遠距離通学児童の家庭に対し負担軽減措置を講じてほしいとの要望がありました。

図書館費の図書購入について、どのような基準で図書を選定しているかとの質問に対し、図書館流通センターより出されている新刊案内により、ジャンルごとに町内の書店から購入しているとの説明を受けました。

歴史民俗資料館費について、特別展示の来館者及び展示物の保管体制はどうかとの質問に対し、入館者については毎月250から300名程度あり、保管体制については展示物が高額な絵画等であるときは保険料を支払っているが、その他の場合は公民館の各サークルの展示という形態をとっており、費用的にもほとんどかからないとの説明を受けました。

認定第3号について、「ひらお丸」の起債償還はいつまで続くのかとの質問に対し、平成23年度で終了するとの回答がありました。

以上が、総務文教常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても本委員会の決定どおり、承認あるいは認定いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

議長（平岡 正一君） 以上で、委員長報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決に入りますが、5分割にして採決いたします。

まず、議案第13号平成18年度平生町一般会計補正予算から議案第19号平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件を、一括起立により採決いたします。議案第13号から議案第19号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、議案第13号から議案第19号までの件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例及び議案第21号平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を、一括起立により採決いたします。議案第20号及び議案第21号に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、議案第20号及び議案第21号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号柳井地区広域消防組合同規約の変更について及び議案第23号町営土地改良事業の変更についての件を、一括起立により採決いたします。議案第22号及び議案第23号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、議案第22号及び議案第23号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号平成17年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定の件を、起立により採決いたします。認定第1号に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、認定第1号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号平成17年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第11号平成17年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を、一括起立により採決いたします。認定第2号から認定第11号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、認定第2号から認定第11号までの件は、原案のとおり可決されました。

日程第3．意見書案第1号

議長（平岡 正一君） 日程第3、意見書案第1号「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） それでは、御提案いたしております意見書案第1号「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書につきまして御説明申し上げます。

個人の破産申し立て件数が2002年に20万件を突破して以来、2003年は24万件、2004年は21万件と依然として高水準にあり、多重債務問題は自殺者や犯罪を生み出すなど深刻な社会問題となっています。このような破産者や自殺者、多重債務者を生み出す大きな要因の一つに高金利が上げられます。現在、我が国の公定歩合は0.40%、銀行の貸出約定平均金利は年2%以下という超低金利状況下であるにもかかわらず、年29.2%という出資法の上限金利は異常なまでに高金利と言わざるを得ません。

しかしながら、高金利であることがわかっていても消費者金融を利用する人も多く存在しており、リストラや倒産による失業、収入減などの厳しい経済状況の中で、一般住民が安心して生活できる環境のためには、出資法の上限金利を少なくとも金利制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要であると考えます。また、利息制限法の例外として法定以上の任意の金利を設定できる貸金業規正法第43条のみなし弁済規定は多くの多重債務者を生み出している要因と考えられ、直ちに廃止すべきと考えます。同様に、出資法の附則により一定の要件を満たすことによって最高54.75%の年利を受け取ることを認めている日賦貸金業者、日掛金融への特例は、厳格に要件を守らず違反行為が横行し悪質取り立ての温床にもなっていること等から直ちに廃止すべきであり、あわせて、電話担保金融は電話加入権が実質的な財産価値を失っており、特例を認める実益はなく、これも廃止すべきと考えます。

よって、本町議会は国に対しまして、一般住民が安心して社会、経済生活を送ることができる適正な金利規制がなされるよう、出資法の上限金利の引き下げやのみなし弁済規定の撤廃などを強く要望するものであります。

以上、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書につきまして、今回7名の提出者を代表して提案いたしますのであります。議員の皆様方におかれましては経過と趣旨を御理解の上、適切なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議長（平岡 正一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、意見書案第1号「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の件について、起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第4．議員派遣の件

議長（平岡 正一君） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件についてはお手元に配布の文書のとおりといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配布の文書のとおりとすることに決しました。

・ ・

日程第5．常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（平岡 正一君） 日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定によって、産業厚生常任委員長及び総務文教常任委員長からお手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のと

おり閉会中の継続調査とすることに決しました。

・

議長（平岡 正一君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成18年第4回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時31分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平 岡 正 一

署名議員 藤 村 政 嗣

署名議員 山 名 喬 二